

鈴鹿市耐震改修促進計画

計画期間：2021（令和3）年度～2025（令和7）年度

鈴 鹿 市

2021（令和3）年3月

2023（令和5）年4月1日改定

2024（令和6）年9月26日改定

【 目 次 】

I	はじめに.....	1
1	計画策定の背景.....	1
2	計画の位置づけ.....	2
3	計画の目的等.....	3
II	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標.....	5
1	想定される地震と被害の状況.....	5
2	住宅の耐震化の現状と目標.....	9
3	民間特定建築物の耐震化の現状と目標.....	14
4	公共建築物の耐震化の現状と目標.....	22
III	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策.....	24
1	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針.....	24
2	耐震診断・耐震改修の促進のための支援策.....	25
3	安心して耐震改修を行うことができる環境の整備.....	28
4	地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業.....	29
5	重点的に耐震化を図るべき区域.....	31
IV	耐震化を図るための普及啓発方策.....	33
1	地震防災マップ等の公表.....	33
2	相談体制の整備及び情報提供の充実.....	34
V	耐震診断・耐震改修の指導等.....	37
1	耐震改修促進法・建築基準法に基づく指導等の実施.....	37
VI	耐震化の促進に向けて.....	38

I はじめに

1 計画策定の背景

1995(平成7)年1月に発生した阪神・淡路大震災では、約6,400人を超える犠牲者を出し、そのうちの約8割が住宅の倒壊等による圧死でした。

その被害は、特に1981(昭和56)年5月31日以前の旧耐震基準の建築物に集中し、それらの建築物が集積しているような地域では、道路の閉塞や火災の拡大等を招き、被害が拡大しました。

その後も、2004(平成16)年10月の新潟県中越地震、2005(平成17)年3月の福岡県西方沖地震、2007(平成19)年3月の能登半島地震、同年7月の新潟県中越沖地震等の大規模地震が全国で頻発し、2011(平成23)年3月の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者18,000人以上、全壊120,000棟以上、半壊270,000棟以上の甚大な被害が発生しました。

直近でも、2016(平成28)年4月の熊本地震、2018(平成30)年6月の大阪府北部地震、同年9月の北海道胆振東部地震など大規模地震のたびに大きな被害が発生しており、大規模地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるという認識が広がっています。

一方、南海トラフ地震の発生の切迫性も指摘されており、当該地震により多くの人的・物的被害の発生が想定されている本市においても、住宅や建築物の耐震化を図り、倒壊等による被害を軽減することが課題となっています。

こうしたことから、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下、「耐震改修促進法」という。)では、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(以下、「国の基本方針」という。)に基づき、住宅や建築物の計画的な耐震改修が実施されるよう「耐震改修促進計画」を策定することと規定されており、三重県では、2007(平成19)年3月に「三重県耐震改修促進計画」(以下、「県計画」という。)を策定し、2016(平成28)年3月に「県計画」を改定しています。

本市においても、2008(平成20)年3月に「鈴鹿市耐震改修促進計画」(以下、「市計画」という。)を策定し、「県計画」の改定に合せ、2016(平成28)年4月に「市計画」を改定し、新たな住宅・建築物の耐震化目標や目標達成のために必要な施策を定めて、住宅や建築物の耐震診断及び耐震改修等の耐震化施策を総合的に進めてきたところです。

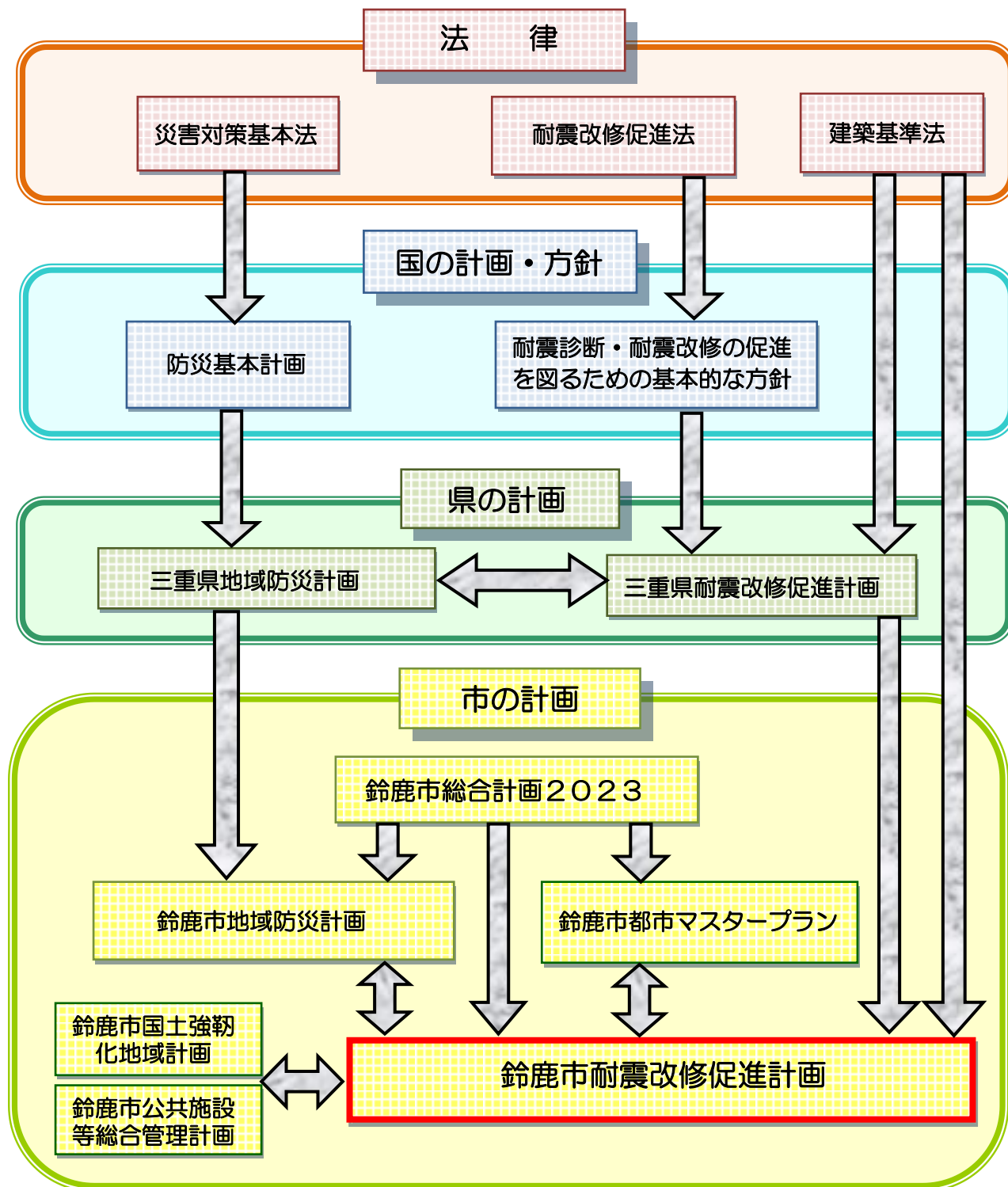
その後、2018(平成30)年12月に国の基本方針が改定されたため、三重県では、2021(令和3)年3月に「県計画」を改定しており、本市においても、「市計画」を改定し、これまで以上に住宅や建築物の耐震化を図ることにより、災害に強い安全で安心なまちづくりを進めていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づき、本市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。

また、本計画は、上位計画である県計画及び鈴鹿市地域防災計画等との整合を図ります。

図-1 鈴鹿市耐震改修促進計画の位置づけ



3 計画の目的等

1. 計画の目的

前計画では、国の基本方針に示された、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率[※]を 2020(令和 2)年度までに少なくとも 95%にすることを目標とし、これら対象建築物の耐震化を図ってきました。

2018(平成 30)年 12 月に改正された国の基本方針では、2025(令和 7)年度までに、耐震性が不十分な住宅及び耐震診断義務付け対象建築物(耐震改修促進法第 7 条に規定する「要安全確認計画記載建築物」及び同法附則第 3 条第 1 項に規定する「要緊急安全確認大規模建築物」)を概ね解消することを新たな目標とし、これら対象建築物の耐震化を図ることとしているものの、2018(平成 30)年時点の全国の住宅の耐震化率は 87%、多数の者が利用する建築物の耐震化率は 89%となっており、全国的に耐震化率の進捗が芳しくない状況となっています。

こうした状況において、大規模地震から市民の生命・財産を守るため、県計画等で定められた住宅・建築物の耐震化の目標及び目標達成のために必要な施策等の内容を踏まえ、計画的に住宅・建築物の耐震化を図ることを計画の目的とします。

※ 耐震化率：1981(昭和 56)年 6 月 1 日以降の新耐震基準で建てられた建築物と、1981(昭和 56)年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建てられた建築物のうち、耐震性があると確認されている建築物との合計が全体に占める割合

2. 対象区域

本計画の対象区域は、鈴鹿市全域とします。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、2021(令和 3)年 4 月から 2026(令和 8)年 3 月までの 5 年間とします。

4. 対象建築物

市民の生命・財産を守るためには、全ての住宅・建築物について、大規模地震に対する安全性を確保する必要がありますが、本計画では、特に耐震化を図る必要がある建築物として、次の建築物のうち、耐震性のない建築物[※]を対象に、耐震化を図ります。

※ 耐震性のない建築物：1981(昭和 56)年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建てられた建築基準法の耐震関係規定に適合していないもので、耐震性の有無が未確認の建築物(耐震不明建築物)及び耐震診断の結果、耐震性のないことが明らかな建築物

(1) 住宅

大規模地震による被害の軽減という視点から最も重要な施設である住宅(戸建て住宅、長屋、共同住宅)について耐震化を図ります。

(2) 民間特定建築物

耐震改修促進法第7条、第14条、附則第3条に規定する建築物のうち、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている次の①から③の民間の建築物（以下、「民間特定建築物」という。）について耐震化を図ります。

① 多数の者が利用する建築物のうち次に該当するもの

- ・耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物
- ・耐震改修促進法附則第3条第1項第1号及び第2号に規定する要緊急安全確認大規模建築物

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物のうち次に該当するもの

- ・耐震改修促進法第14条第2号に規定する特定既存耐震不適格建築物
- ・耐震改修促進法附則第3条第1項第3号に規定する要緊急安全確認大規模建築物

③ 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物のうち次に該当するもの

- ・耐震改修促進法第7条第2号に規定する道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物
- ・耐震改修促進法第14条第3号に規定する道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物

表－1 耐震改修促進法による民間特定建築物の種別

<p>既存耐震不適格建築物(法第16条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震関係規定に適合しないすべての住宅・建築物
<p>特定既存耐震不適格建築物(法第14条)……耐震診断の努力義務(耐震診断努力義務対象建築物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数の者が利用する建築物(第1号) ・危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(第2号) ・地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物(第3号) <p>⇒ 県計画で指定する第2次緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物</p>
<p>要緊急安全確認大規模建築物(附則第3条)……耐震診断の義務(耐震診断義務付け対象建築物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の者が利用する建築物(第1項第1号) ・小学校、老人ホーム等地震時の避難上の配慮が必要な者が主に利用する建築物(第1項第2号) ・危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(第1項第3号)
<p>要安全確認計画記載建築物(第7条)……耐震診断の義務(耐震診断義務付け対象建築物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物(第2号) <p>⇒ 県計画で指定する第1次緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物</p>

(※) 特定既存耐震不適格建築物、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物：P20の表-15を参照

(3) 公共建築物

本市が所有する公共建築物については、地震発生時の防災拠点として重要な役割を果たすため、本計画において、できるだけ早期に耐震性を確保すべき対象建築物を定め、防災上の重要度の高い建築物から計画的に耐震化を図ります。

なお、国、県及び独立行政法人等が所有する公共建築物については、本計画から除き、それぞれの所有者の施策に委ねます。

II 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震と被害の状況

1. 本市において発生が予想される地震

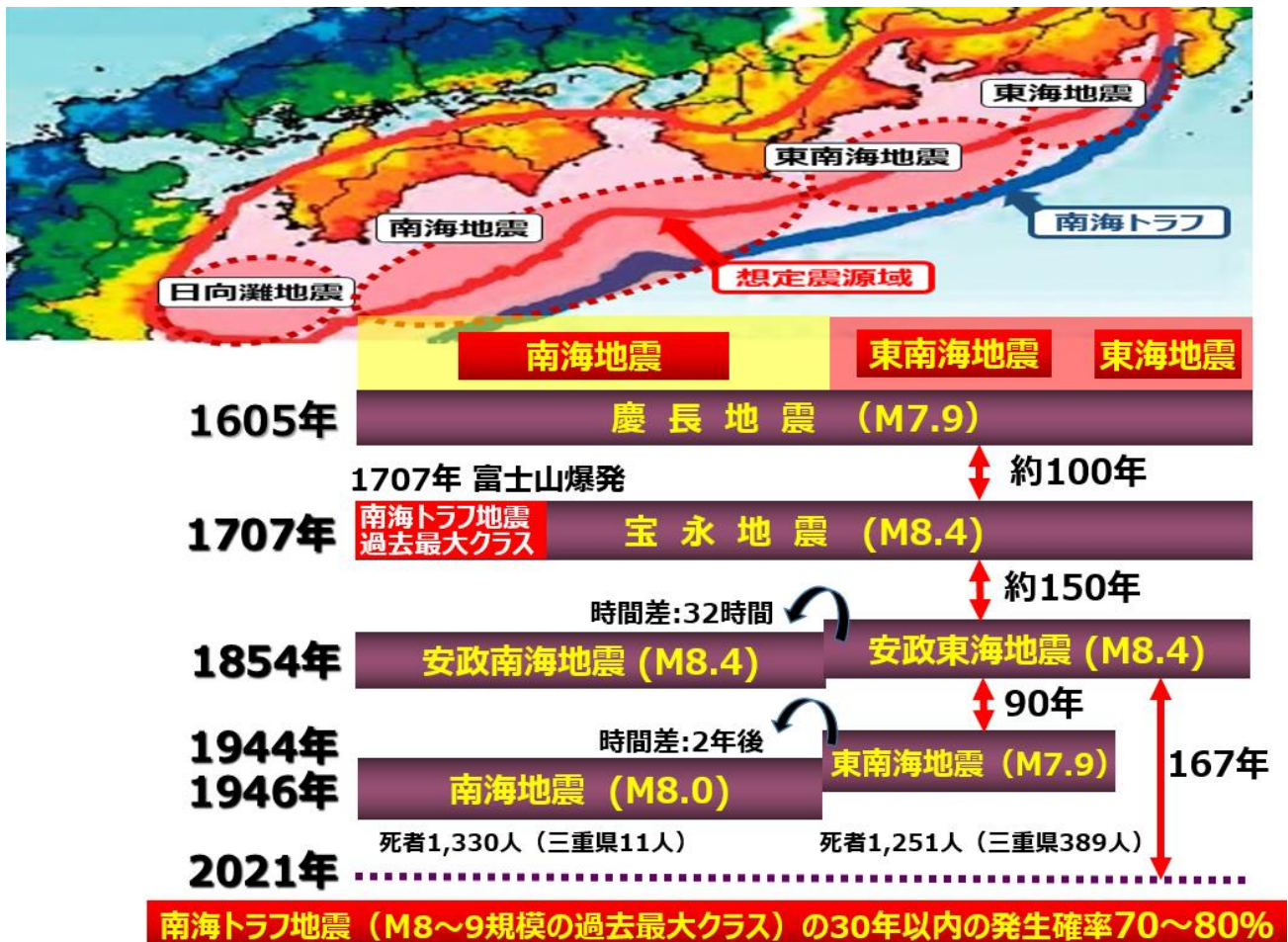
三重県は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込むプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には、1605(慶長9)年の慶長地震、1707(宝永4)年の宝永地震、1854(安政元)年の安政東海地震・安政南海地震、1944(昭和19)年の昭和東南海地震等、約100~150年の間隔で南海トラフを震源域とするプレート境界型地震が繰り返し発生し、大きな被害を受けてきました。

直近の東南海・南海地震の発生から75年が経過し、また、東海地震についても最後の発生から約167年が経過しています。

国の地震調査研究推進本部(文部科学省)の発表(2021(令和3)年1月1日時点)によると、南海トラフ地震(マグニチュード8~9クラス)の発生確率は、今後10年以内で30%程度、30年以内で70~80%、50年以内で90%程度もしくはそれ以上としており、大規模地震の発生する可能性が非常に高い状況にあります。

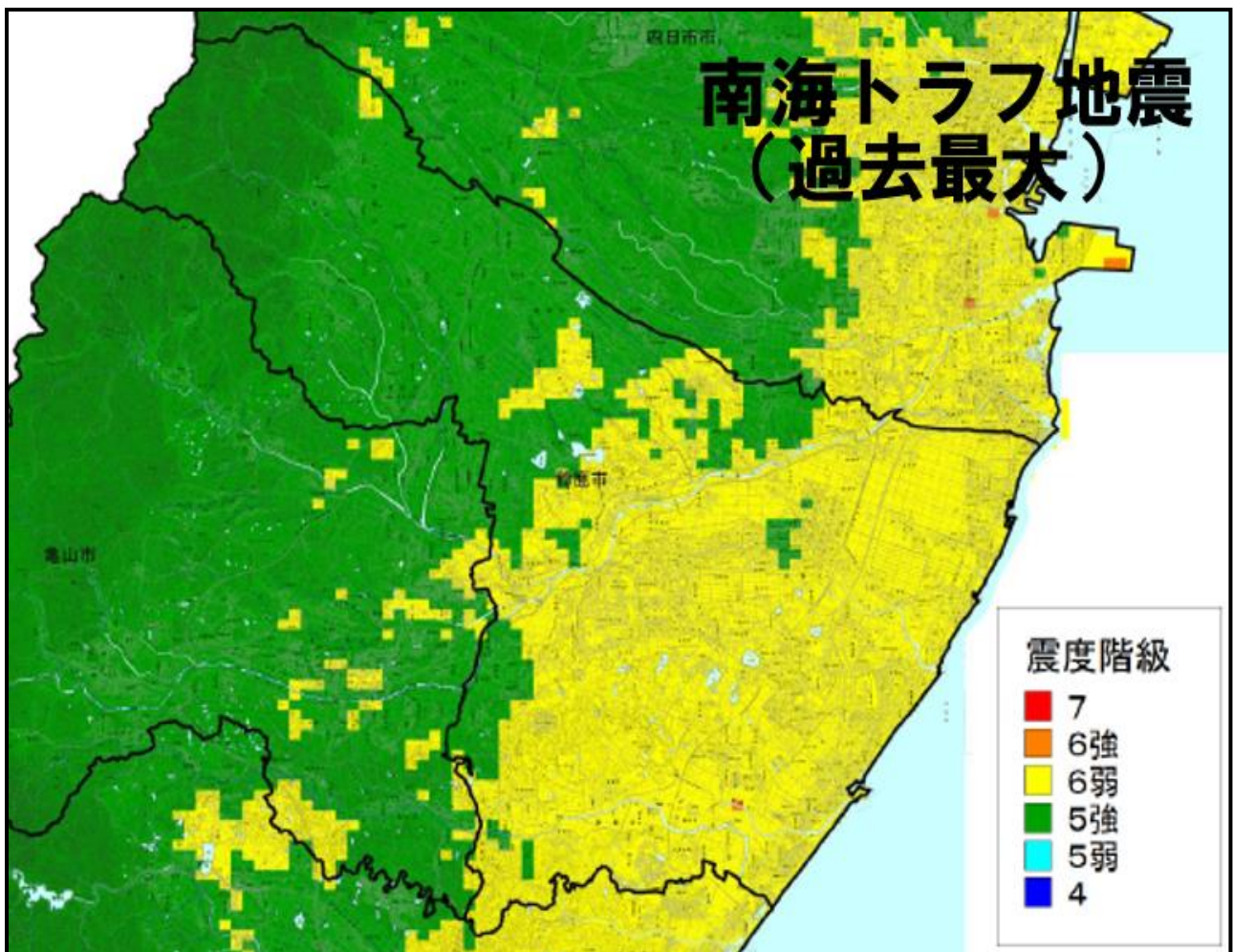
図-2 南海トラフを震源域とするプレート境界型地震の過去の発生状況



そのような中、三重県では、南海トラフ地震や県内に分布する活断層による内陸直下型地震等、県内において発生が予想される地震について、2013(平成 25)年度に三重県地震被害想定結果を公表しており、これによると、本市において大きな影響を及ぼす地震として、過去約 100～150 年の間隔で発生し、この地域に大きな被害をもたらしてきたことが歴史的に実証されている過去最大クラスの南海トラフ地震が想定されています。

本市において、過去最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、山間部では震度 5 強、海岸部では震度 6 弱（一部 6 強）と海岸部で比較的震度が大きくなると予想されます。

図-3 過去最大クラスの南海トラフ地震の震度分布



出典：「2013(平成 25)年度三重県地震被害想定結果」

一方、プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られており、東日本大震災の発生直後にも各地で内陸地震が頻発しました。

南海トラフ周辺においても、1854(安政元)年に発生した安政東海地震・安政南海地震の約 5 か月前に伊賀上野地震が発生し、死者が約 1,300 人となる大きな被害をもたらしました。

このことから、活断層による内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要です。

「鈴鹿市地域防災計画」で位置づけられている養老―桑名―四日市断層帯地震、布引山地東縁断層帯

(東部)地震, 頓宮断層地震が本市において発生した場合, 養老-桑名-四日市断層帯地震が震度 6 弱~6 強(一部 7), 布引山地東縁断層帯(東部)地震が震度 5 強~6 強(一部 7), 頓宮断層地震が震度 5 弱~5 強と予測されています。

図-4 内陸活断層の位置



2. 想定される被害

本市において発生が予想されている地震のうち, 最も発生確率が高いと予想される過去最大クラスの南海トラフ地震では, 火気や暖房器具の使用が多く火災の発生が高いと予想される冬の夕方に地震が発生した場合の建物被害は, 揺れや液状化により約 500 棟が全壊し, 津波により約 100 棟が流出し, 火災により約 20 棟が焼失すると予測されています。

また, 地震発生時の早期の避難が困難な冬の深夜に地震が発生した場合の人的被害は, 死者が約 200 人, 重傷者が約 60 人, 軽傷者が約 700 人と予測されています。

人的被害は, その多くが建物の被害によるものであることから, これらの被害を軽減するためには, 住宅・建築物の耐震化が不可欠となります。

表-2 過去最大クラスの南海トラフ地震の建物被害（冬 18 時に発生）

（単位：棟）

揺れ		液状化		津波		急傾斜地等		火災 (冬 18 時)	計	
全壊 棟数	半壊 棟数	全壊 棟数	半壊 棟数	全壊 棟数	半壊 棟数	全壊 棟数	半壊 棟数	焼失 棟数	全壊・ 焼失棟数	半壊 棟数
417	3,784	115	543	129	3,039	3	7	19	683	7,373

出典：「2013(平成 25)年度三重県地震被害想定結果」

次に内陸直下型地震において、冬の夕方に地震が発生した場合の建物被害は、養老―桑名―四日市断層帯地震では、揺れや液状化により約 15,700 棟が全壊し、火災により約 600 棟が焼失、布引山地東縁断層帯（東部）地震では、揺れや液状化により約 15,300 棟が全壊し、火災により約 600 棟が焼失、頓宮断層帯地震では、揺れや液状化により約 80 棟が全壊すると予測されています。

表-3 養老―桑名―四日市断層帯地震の建物被害（冬 18 時に発生）

（単位：棟）

揺れ		液状化		津波		急傾斜地等		火災 (冬 18 時)	計	
全壊 棟数	半壊 棟数	全壊 棟数	半壊 棟数	全壊 棟数	半壊 棟数	全壊 棟数	半壊 棟数	焼失 棟数	全壊・ 焼失棟数	半壊 棟数
15,607	19,792	133	501	-	-	7	16	646	16,393	20,309

出典：「2013(平成 25)年度三重県地震被害想定結果」

表-4 布引山地東縁断層帯（東部）地震の建物被害（冬 18 時に発生）

（単位：棟）

揺れ		液状化		津波		急傾斜地等		火災 (冬 18 時)	計	
全壊 棟数	半壊 棟数	全壊 棟数	半壊 棟数	全壊 棟数	半壊 棟数	全壊 棟数	半壊 棟数	焼失 棟数	全壊・ 焼失棟数	半壊 棟数
15,198	18,903	138	484	-	-	7	15	618	15,961	19,402

出典：「2013(平成 25)年度三重県地震被害想定結果」

表-5 頓宮断層帯地震の建物被害（冬 18 時に発生）

（単位：棟）

揺れ		液状化		津波		急傾斜地等		火災 (冬 18 時)	計	
全壊 棟数	半壊 棟数	全壊 棟数	半壊 棟数	全壊 棟数	半壊 棟数	全壊 棟数	半壊 棟数	焼失 棟数	全壊・ 焼失棟数	半壊 棟数
14	281	61	298	-	-	3	8	4	82	587

出典：「2013(平成 25)年度三重県地震被害想定結果」

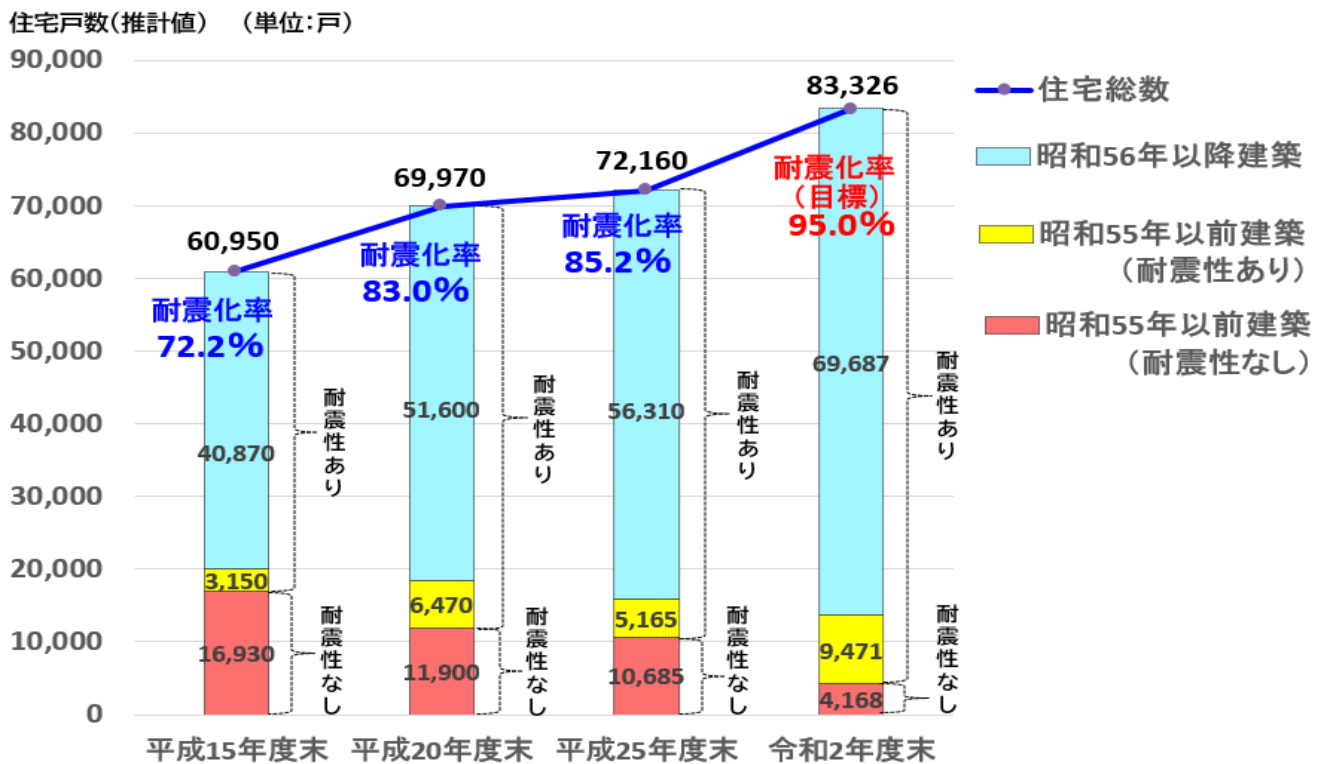
なお、この想定結果は、一定の条件のもとに本市の被害について想定されたものであり、実際に発生する地震の規模、揺れ、津波の発生状況は、必ずしも想定どおりのものになるとは限りません。

2 住宅の耐震化の現状と目標

1. 住宅の耐震化の現状

前計画では、2003(平成 15)年・2013(平成 25)年の住宅・土地統計調査（総務省統計局）と三重県住宅着工統計を基に推計した 10 年間の住宅の新築戸数、建替え・除却による減失戸数の推移を踏まえ、2016(平成 28)年度から 2020(令和 2)年度までに 375 戸の住宅について、耐震補強工事や除却工事の補助事業により、政策的に耐震化を図ることに加え、専門家による相談体制の充実を図るとともに、市民の防災意識を高め、自発的な耐震化を促すために、地域の防災研修や防災訓練等による普及啓発の機会を増やし、大規模地震において大きな被害が予想される区域を中心に重点的に耐震化の普及啓発を行うことで、国の耐震化目標である 2020(令和 2)年度末における耐震率 95%の達成をめざすこととしています。

図-5 前計画における耐震化率(目標)



本市では、耐震補強工事や除却工事の補助事業により、2020(令和 2)年度末までに、目標である 375 戸を上回る 558 戸の住宅について耐震化を図りましたが、住宅の耐震化率の算定基礎となる新築や建替えの戸数は、景気変動に大きく左右されるため、近年の経済状況等による新築戸数等が減少傾向で推移したことから、2018(平成 30)年住宅・土地統計調査により推計し直した 2018(平成 30)年度末の耐震化率は 86.7%、2020(令和 2)年度末の耐震化率は 87.9%となり、目標の耐震化率 95%は達成できませんでした。

なお、県計画によると、2018(平成 30)年度末の県内の耐震化率は 84.9%、2020(令和 2)年度末の県内の耐震化率は 86.1%となっています。

図-6 耐震化率(現状)

住宅戸数(推計値) (単位:戸)

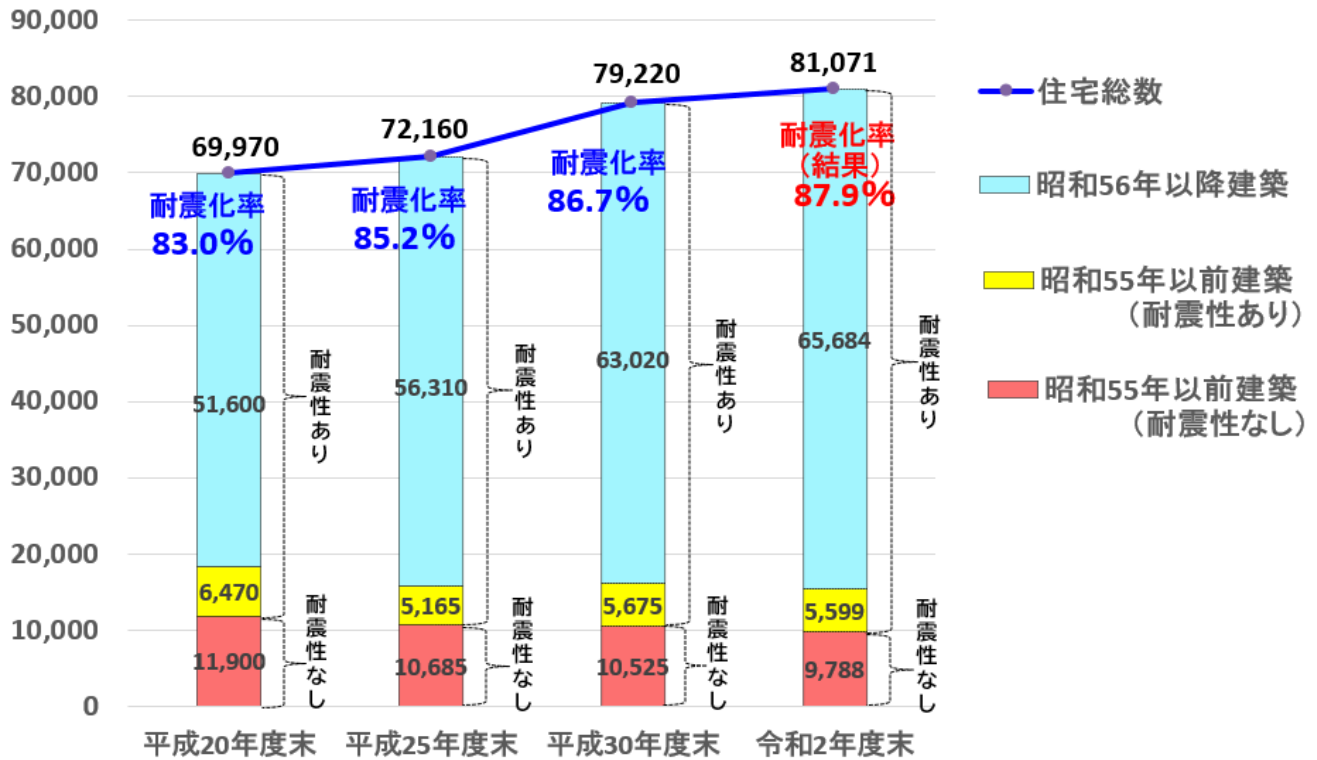


表-6 住宅の耐震化状況の内訳

(単位:戸)

住宅			平成 15 年 度末	平成 20 年 度末	平成 25 年 度末	平成 30 年 度末	令和 2 年 度末
昭和 55 年 以前建築	耐震性 なし	木造住宅	16,258	11,334	10,303	9,895	9,382
		木造以外の住宅	672	566	382	630	406
		計	16,930 (27.8%)	11,900 (17.0%)	10,685 (14.8%)	10,525 (13.3%)	9,788 (12.1%)
	耐震性 あり	木造住宅	902	4,676	3,957	4,375	4,229
		木造以外の住宅	2,248	1,794	1,208	1,300	1,370
		計...①	3,150	6,470	5,165	5,675	5,599
合計			20,080	18,370	15,850	16,200	15,387
昭和 56 年以降建築 合計...②			40,870	51,600	56,310	63,020	65,684
住宅総数...③			60,950	69,970	72,160	79,220	81,071
耐震性のある住宅戸数(①+②) (耐震化率:(①+②)/③×100)			44,020 (72.2%)	58,070 (83.0%)	61,475 (85.2%)	68,695 (86.7%)	71,283 (87.9%)

(※1) この表の値は、それぞれの年度の住宅・土地統計調査に基づく推計値で、建替え・除却による減失戸数や新築戸数、補助事業によらない自発的な耐震化戸数を含みます。

ただし、令和2年度末の数値は、平成20年と平成30年の住宅・土地統計調査結果から得られる戸数の推移及び平成10年度から令和元年度までの三重県住宅着工統計調査結果を基に推計したものとなります。

(※2) 耐震性なし：P3の「耐震性のない建築物」を参照

(※3) 耐震性あり：耐震診断の結果、新耐震基準と同等以上の耐震性が確認された建築物及び耐震改修を実施し、耐震性が確保された建築物

2. 住宅の耐震化の目標 耐震化率 87.9%(2020(令和 2)年度末) ⇒ 95%(2025(令和 7)年度末)

県計画では、県内の木造住宅に対し、年 260 戸の耐震補強工事の補助を行うことで、2025(令和 7)年度末における耐震化率 89%を達成することを新たな目標としています。

本市では、1981(昭和 56)年 5 月 31 日以前に建てられた木造住宅について、2003(平成 15)年度から 2020(令和 2)年度までに 5,049 戸の耐震診断を行ったところ、95.3% (4,810 戸) が総合評点 0.7 未満「倒壊する可能性が高い」という結果であったことから、耐震補強工事や除却工事の補助事業により 2004(平成 16)年度から 2020(令和 2)年度までに総合評点 0.7 未満の住宅 1,345 戸(年平均 79 戸)の耐震化を図ってきましたが、今後は、補助事業により 2021(令和 3)年度から 2025(令和 7)年度までの 5 年間で計 500 戸(年 100 戸)の耐震化を図っていきます。

こうした耐震化の取組や住宅・土地統計調査及び三重県住宅着工統計における直近 10 年間の住宅の新築戸数、建替え・除却による減失戸数、補助事業によらない自発的な耐震化戸数の推移を踏まえ、2025(令和 7)年度末時点を推計すると、住宅総数は 87,539 戸、耐震性のある住宅は 79,421 戸、耐震化率は 90.7%となり、県計画の耐震化率 89%の目標は達成する見込みです。

一方、国の基本方針では、2025(令和 7)年度末までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを新たな目標とするものの、2018(平成 30)年時点の全国の耐震化率は 87%となっており、全国的に耐震化率の進捗が芳しくない状況などから、今後、国は、耐震化率 95%の目標の達成期限を 2020(令和 2)年度から 2025(令和 7)年度に 5 年間延長する見込みとなっています。

本市としても、前計画の目標である 2020(令和 2)年度の耐震化率 95%は達成できなかったことを踏まえ、目標の達成期限を 2020(令和 2)年度から 2025(令和 7)年度に 5 年間延長し、2025(令和 7)年度末における耐震化率 95%を達成することをめざします。

この目標を達成するためには、補助事業による耐震化に加え、自主的な耐震化をこれまで以上に促していく必要があります。

表-7 木造住宅耐震診断事業の耐震診断結果 (2020(令和 2)年度末現在)

(単位:戸)

総合評点	1.5 以上	1.0 以上～1.5 未満	0.7 以上～1.0 未満	0.7 未満	計
	倒壊しない	一応倒壊しない	倒壊する可能性 がある	倒壊する 可能性が高い	
耐震診断	2	21	216	4,810	5,049

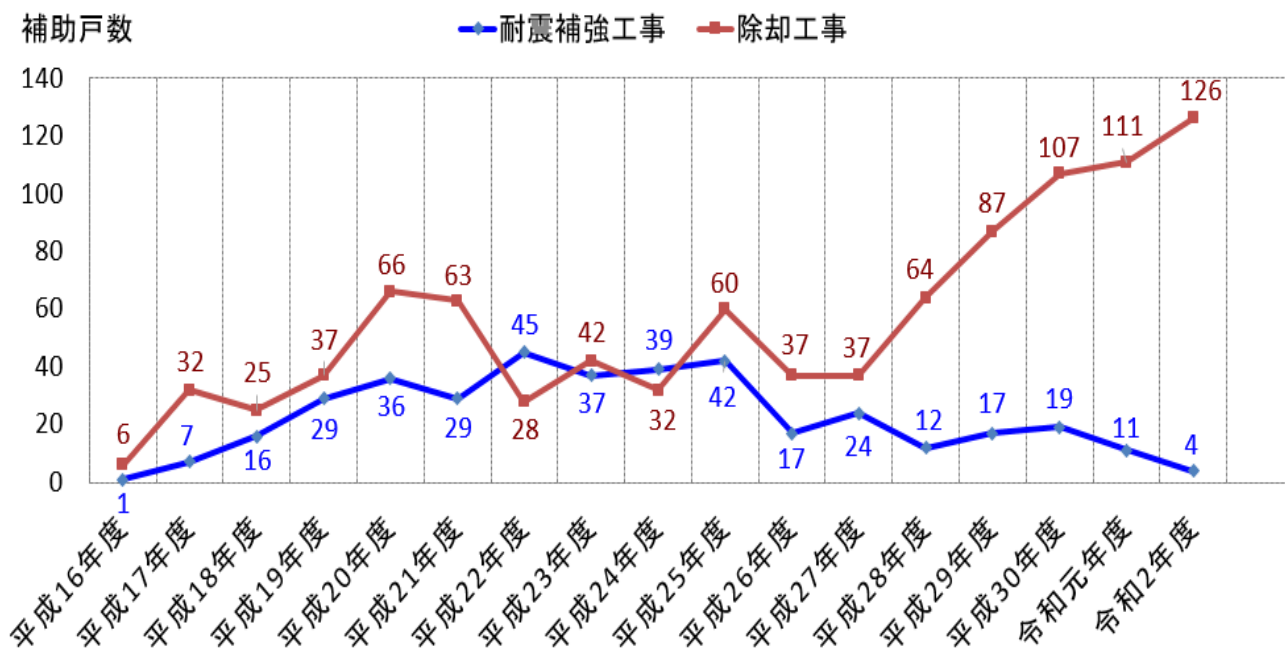
表-8 木造住宅耐震補強工事等事業の実績と目標

(単位:戸)

木造住宅 耐震補強工事等事業	平成 16 年度～令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度～令和 7 年度 (目標)	平成 16 年度～令和 7 年度 (実績+目標)
耐震補強工事 ^(※1)	385	500 (100 戸/年)	1,845
除却工事	960		
計	1,345		

(※1) 補強後の耐震性が総合評点 1.0 以上「一応倒壊しない」となる耐震補強工事における実績と目標戸数

図-7 木造住宅耐震補強工事等事業の実績



このため、三重県や建築関係団体と連携し、専門家による相談体制の充実を図るとともに、耐震補強工事における簡易で低コストな工法や工期短縮が可能な工法等の普及を図ることで、市民が安心して工事を行いやしい環境を整備していきます。

こうした取組に加え、地域の防災研修や防災訓練等による普及啓発の機会を増やし、また、震度マップ、液状化マップ、建物倒壊危険度マップ等の地震防災マップや地質調査による市内の地盤データ等の情報を提供することにより、新築・建替えを促すとともに、大規模地震において大きな被害が予想される区域を中心に重点的に耐震化の普及啓発を行うなど、これまで以上に市民の地震防災意識を高め、自発的な耐震化を促すことで、2025(令和7)年度末までに耐震化率95%を達成できるよう取り組んでいきます。

表-9 住宅の耐震化目標の内訳

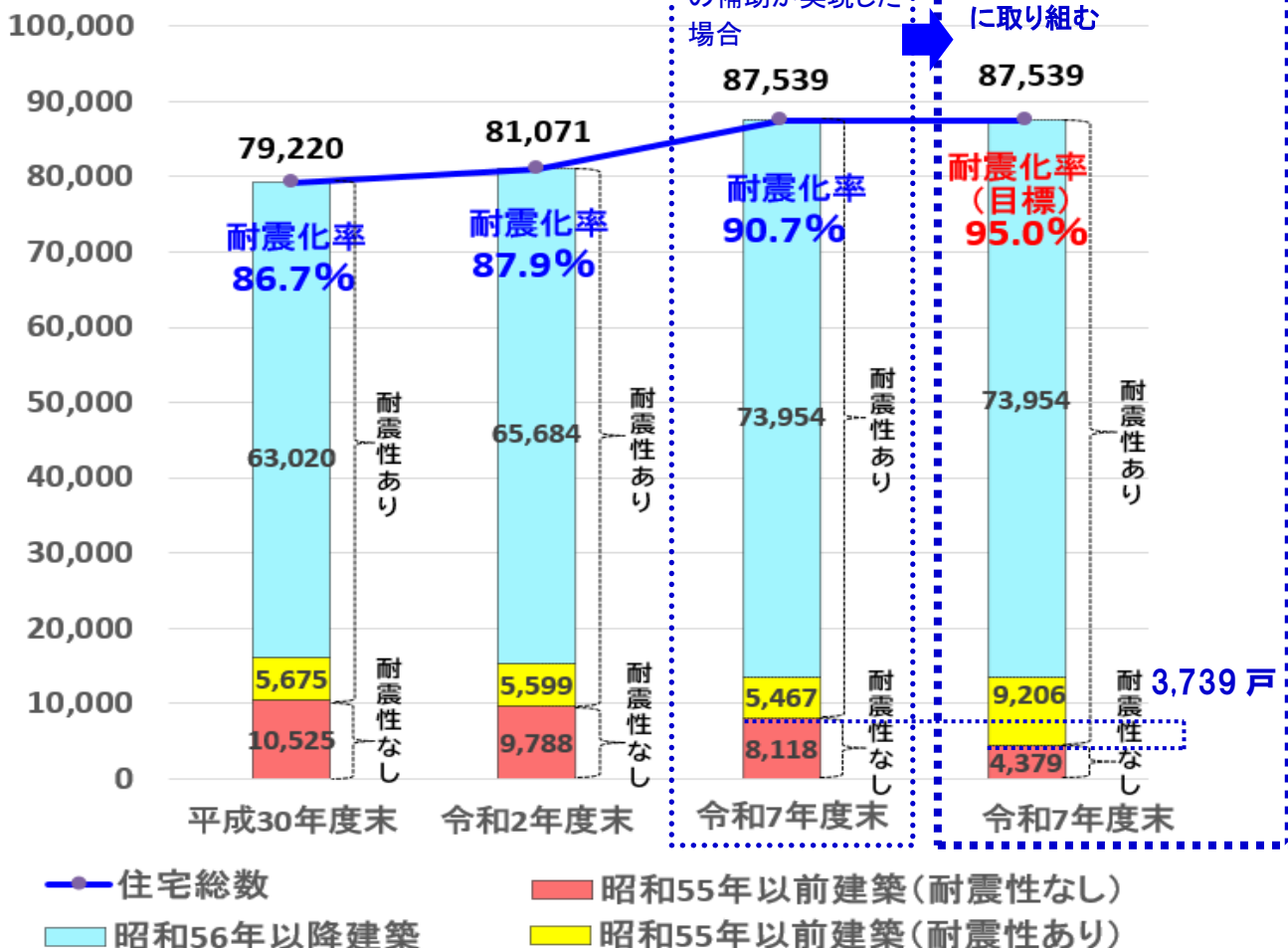
(単位:戸)

住宅		平成30年度末	令和2年度末	令和7年度末(目標)		
				500戸(100戸/年)の補助が実現した場合	補助に加え自発的な耐震化を一層図る	
昭和55年以前建築	耐震性なし	木造住宅	9,895	9,382	7,792	4,053
		木造以外の住宅	630	406	326	326
		計...①	10,525 (13.3%)	9,788 (12.1%)	8,118 (9.3%)	4,379 (5.0%)
	耐震性あり	木造住宅	4,375	4,229	4,351	8,090
		木造以外の住宅	1,300	1,370	1,116	1,116
		計...②	5,675	5,599	5,467	9,206
合計		16,200	15,387	13,585	13,585	
昭和56年以降建築 合計...③		63,020	65,684	73,954	73,954	
住宅総数...④		79,220	81,071	87,539	87,539	
耐震性のある住宅戸数(②+③)		68,695	71,283	79,421	83,160	
耐震化率((②+③)/④×100)		86.7%	87.9%	90.7%	95.0%	

(※) この表の値は全て市において推計して算出しています。

図-8 本市の耐震化率の推移

住宅戸数(推計値) (単位:戸)



3 民間特定建築物の耐震化の現状と目標

1. 民間特定建築物の耐震化の現状

(1) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物のうち、耐震改修促進法第14条第1号に規定する「特定既存耐震不適格建築物」の建築物は60棟ありますが、耐震診断義務付け対象建築物である耐震改修促進法附則第3条第1項第1号及び第2号に規定する「要緊急安全確認大規模建築物」に該当する建築物はありません。

表-10 多数の者が利用する建築物 (2020(令和2)年度末現在)

(単位:棟)

用途(※1)	特定既存耐震不適格建築物		昭和56年以降建築	計	要緊急安全確認大規模建築物		昭和56年以降建築	計
	昭和55年以前建築				昭和55年以前建築			
	耐震性なし	耐震性あり			耐震性なし	耐震性あり		
小中学校, 特別支援学校等	0	0	2	2	0	0	0	0
上記以外の学校	0	6	7	13				
体育館(一般公共用)	0	1	1	2	0	0	0	0
運動施設(ポーリング場, 水泳場等)	0	0	1	1	0	0	0	0
病院, 診療所	0	0	14	14	0	0	0	0
劇場, 観覧場, 映画館, 演芸場	0	0	3	3	0	0	0	0
集会場, 公会堂	0	0	5	5	0	0	0	0
展示場	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売市場	0	0	0	0				
物品販売店舗	0	0	9	9	0	0	0	0
ホテル, 旅館	1	0	15	16	0	0	0	0
賃貸住宅等	17	5	143	165				
事務所	0	7	19	26				
老人ホーム等	0	1	37	38	0	0	0	0
福祉センター, 児童厚生施設等	0	1	4	5	0	0	0	0
幼稚園, 保育所	0	6	23	29	0	0	0	0
博物館, 美術館, 図書館	0	0	0	0	0	0	0	0
遊戯場	0	0	3	3	0	0	0	0
公衆浴場	0	0	1	1	0	0	0	0
飲食店・風俗	0	0	3	3	0	0	0	0
サービス業店舗(銀行, 理髪店等)	0	0	2	2	0	0	0	0
工場(危険物貯蔵・処理施設以外)	1	14	43	58				
停車場等	0	0	1	1	0	0	0	0
自動車車庫	0	0	1	1	0	0	0	0
公益施設(保健所, 税務署等)	0	0	1	1	0	0	0	0
合計	19	41	338	398	0	0	0	0
		60						

(※1) 特定既存耐震不適格建築物, 要緊急安全確認大規模建築物 : P4の表-1, P20の表-15を参照

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物のうち、耐震改修促進法第14条第2号に規定する「特定既存耐震不適格建築物」は14棟ありますが、耐震診断義務付け対象建築物である耐震改修促進法附則第3条第1項第3号に規定する「要緊急安全確認大規模建築物」に該当する建築物はありません。

表-11 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（2020(令和2)年度末現在）（単位：棟）

用途(※1)	特定既存耐震不適格建築物		昭和56年以降建築	計	要緊急安全確認大規模建築物		昭和56年以降建築	計
	昭和55年以前建築				昭和55年以前建築			
	耐震性なし	耐震性あり			耐震性なし	耐震性あり		
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	13	1	48	62	0	0	0	0
	14							

(※1) 特定既存耐震不適格建築物, 要緊急安全確認大規模建築物 : P4の表-1, P20の表-15を参照

(3) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

① 第1次緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（要安全確認計画記載建築物）

県計画では、耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定する地震時に通行を確保すべき道路（耐震診断義務化対象路線）として、「三重県地域防災計画」に定められた第1次緊急輸送道路を指定しており、この道路に敷地が接する既存耐震不適格建築物のうち、地震による倒壊により道路を閉塞するおそれのある一定の高さ以上の建築物（耐震改修促進法第7条第2号に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」）の所有者は、2020(令和2)年度末までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁である本市へ報告しなければなりません。

第1次緊急輸送道路沿道建築物のうち、地震による倒壊により道路を閉塞するおそれのある一定の高さ以上の建築物は36棟あり、そのうち、1981(昭和56)年以降の建築物は31棟、耐震診断義務付け対象建築物である1980(昭和55)年以前の「通行障害既存耐震不適格建築物」は5棟ありますが、すべて耐震診断が行われ、その結果が本市へ報告されているため、耐震診断の結果の公表を進めています。

なお、耐震診断の結果、耐震性のない建築物は3棟あります。

表-12 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（2020(令和2)年度末現在）（単位：棟）

用途	通行障害既存耐震不適格建築物 (要安全確認計画記載建築物)		昭和56年以降建築	計
	昭和55年以前建築			
	耐震性なし	耐震性あり		
第1次緊急輸送道路沿道建築物	3	2	31	36
	5			

一方、第1次緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法施行令第4条第2号に規定する建築物に附属する組積造の扉に該当するものではありません。

② 第2次緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物

県計画では、耐震改修促進法第5条第3項第3号に規定する地震時に通行を確保すべき道路（耐震診断指示対象路線）として、「三重県地域防災計画」に定められた第2次緊急輸送道路を指定しており、この道路に敷地が接する既存耐震不適格建築物のうち、地震による倒壊により道路を閉塞するおそれのある一定の高さ以上の建築物（耐震改修促進法第14条第3号に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」）の所有者は、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修に努めなければなりません。

第2次緊急輸送道路沿道建築物のうち、地震による倒壊により道路を閉塞するおそれのある一定の高さ以上の建築物は8棟あり、そのうち、1981(昭和56)年以降の建築物は7棟、1980(昭和55)年以前の「通行障害既存耐震不適格建築物」は1棟あります。

表-13 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（2020(令和2)年度末現在）（単位：棟）

用途	通行障害既存耐震不適格建築物 (特定既存不適格建築物)		昭和56年 以降建築	計
	昭和55年以前建築			
	耐震性なし	耐震性あり		
第2次緊急輸送道路沿道建築物	1	0	7	8
	1			

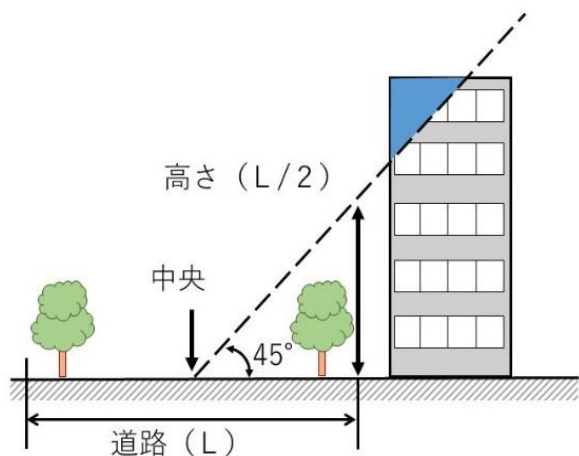
③ その他地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

「三重県地域防災計画」に定められた第3次緊急輸送道路及び第1次、第2次、第3次緊急輸送道路と「鈴鹿市地域防災計画」に定められた基幹収容避難所や災害時給水拠点、物資拠点等をつなぐ「災害ネットワーク道路」に敷地が接する建築物のうち、地震による倒壊により道路を閉塞するおそれのある一定の高さ以上の建築物の所有者に対し、耐震化を図るための普及啓発等を行い、耐震化を促します。

図-9 一定の高さ以上の建築物

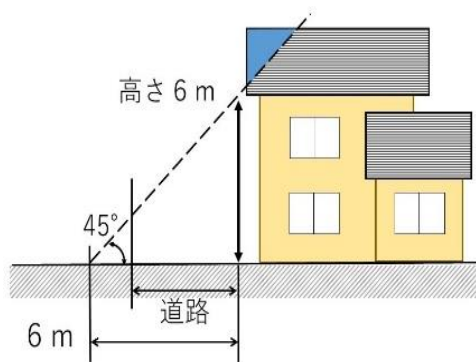
道路幅員 12m を超える場合

高さが「幅員の 1/2 + 道路境界線までの距離」を超える建築物



道路幅員 12m 以下の場合

高さが「6m + 道路境界線までの距離」を超える建築物



建築物に附属する組積造の塀（長さ 25m を超えるもの）

高さが「幅員の 1/2 + 道路境界線までの距離」の 1/2.5 を超える塀

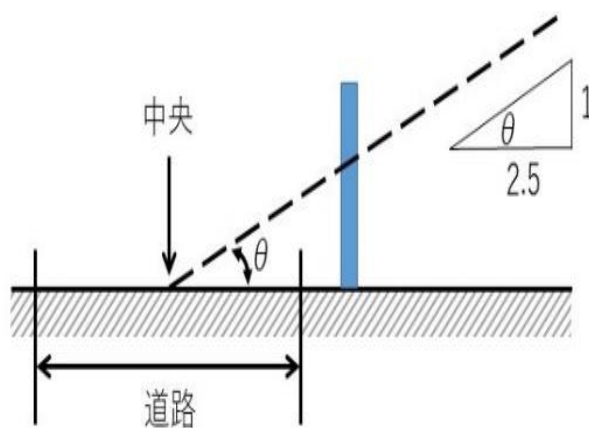
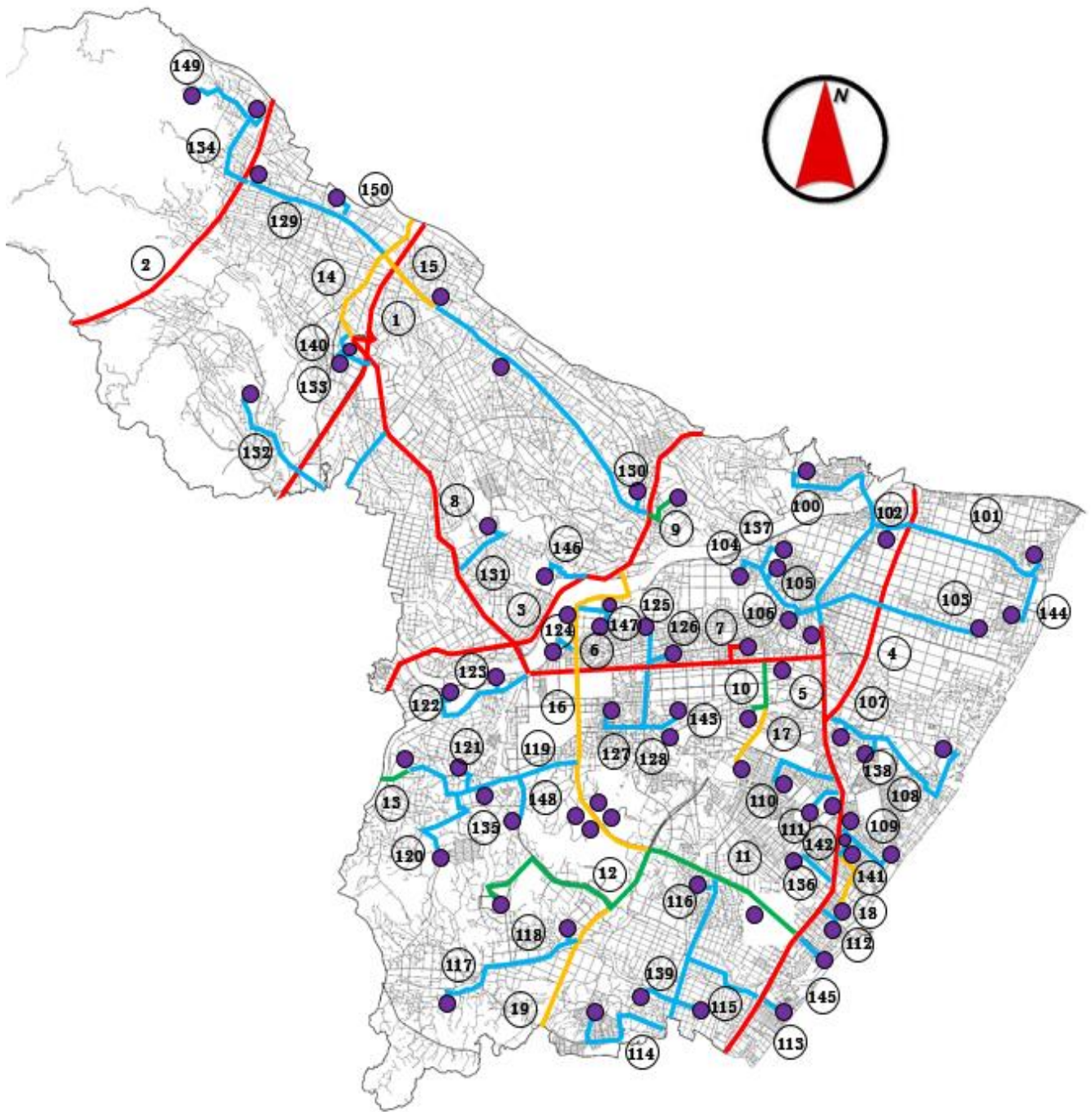


図-10 地震時に通行を確保すべき道路



凡例		
	名称	番号
	第1次緊急輸送道路	1～8
	第2次緊急輸送道路	9～13
	第3次緊急輸送道路	14～19
	災害ネットワーク道路	100～150
●	防災拠点	

2. 民間特定建築物の耐震化の目標

耐震化率 92.8% (2020(令和 2)年度末)

⇒ 95% (2025(令和 7)年度末)

多数の者が利用する建築物、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物、地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（第1次及び第2次緊急輸送道路沿道建築物）の民間特定建築物は、504棟あり、そのうち、1981(昭和56)年以降の建築物は424棟、既存耐震不適格建築物とされる1980(昭和55)年以前の建築物は、耐震性があると確認されている44棟を含めて80棟あります。

現状の耐震化率は92.8%となっており、前計画の目標である2020(令和2)年度末の耐震化率95%は達成できなかったため、耐震化率95%の目標の達成期限を2020(令和2)年度から2025(令和7)年度に5年間延長し、今後も引き続き、耐震性のない建築物の所有者等に対し、耐震化促進のための普及啓発や補助制度による耐震化への支援を行うとともに、国の動向等を踏まえ、政策的に耐震化を図っていきます。

なお、民間特定建築物のうち、耐震性のない耐震診断義務付け対象建築物については、耐震改修促進法第7条第2号に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物（要安全確認計画記載建築物）」に該当する3棟の所有者等に対し、耐震改修促進法第12条に基づく耐震改修に係る必要な指導及び助言並びに指示等を行い、耐震化を図っていきます。

表-14 民間特定建築物の耐震化の目標

(単位:棟)

分類	令和2年度末現在				耐震化率 (①+②)/③ ×100	令和7年度末 耐震化率
	既存耐震 不適格建築物 昭和55年 以前建築		昭和56年 以降建築 ②	建築物 総数 ③		
	耐震性 なし	耐震性 あり①				
多数の者が利用する建築物	19	41	338	398	92.8%	95%
危険物の貯蔵場又は処理場の 用途に供する建築物	13	1	48	62		
地震時に通行を確保すべき道路 沿道の建築物						
・第1次緊急輸送道路沿道建築物	3	2	31	36		
・第2次緊急輸送道路沿道建築物	1	0	7	8		
計	36	44	424	504		
	80					

本市では、1981(昭和56)年5月31日以前に建てられた民間建築物のうち、人の居住の用に供する建築物や多数の人が利用する建築物に対し、「民間建築物耐震診断事業」の補助により2020(令和2)年度までに18棟の耐震診断を行いました。

また、第1次緊急輸送道路沿道の通行障害既存不適格建築物に対し、「緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業」の補助により2020(令和2)年度までに3棟の耐震診断を行い、その結果、耐震性がないことが判明したため、建築物の所有者等に対し、耐震改修や建替え等へ誘導し、耐震化を図っていきます。

表-15 耐震改修促進法に規定する建築物一覧表

用途		特定既存耐震不適格建築物(耐震診断努力義務対象建築物)		耐震診断義務付け対象建築物	
		指導・助言の対象となる要件 (法第14条)	指示の対象となる要件 (法第15条)	要件(法第7条, 附則第3条)	
学校	小学校, 中学校, 中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 床面積1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ 床面積1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	要 緊 急 安 全 確 認 大 規 模 建 築 物	階数2以上かつ 床面積3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ 床面積1,000㎡以上			
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ 床面積1,000㎡以上	階数1以上かつ 床面積2,000㎡以上		階数1以上かつ 床面積5,000㎡以上
ボーリング場, スケート場, 水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ 床面積1,000㎡以上	階数3以上かつ 床面積2,000㎡以上		階数3以上かつ 床面積5,000㎡以上
病院, 診療所					
劇場, 観覧場, 映画館, 演芸場					
集会場, 公会堂					
展示場					
卸売市場					
百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗					
ホテル, 旅館					
賃貸住宅(共同住宅に限る), 寄宿舍, 下宿					
事務所					
老人ホーム, 老人短期入所施設, 福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ 床面積1,000㎡以上	階数2以上かつ 床面積2,000㎡以上		階数2以上かつ 床面積5,000㎡以上
老人福祉センター, 児童厚生施設, 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ 床面積500㎡以上	階数2以上かつ 床面積750㎡以上		階数2以上かつ 床面積1,500㎡以上
幼稚園, 保育所					
博物館, 美術館, 図書館		階数3以上かつ 床面積1,000㎡以上	階数3以上かつ 床面積2,000㎡以上		階数3以上かつ 床面積5,000㎡以上
遊技場					
公衆浴場					
飲食店, キャバレー, 料理店, ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの					
理髪店, 質屋, 貸衣装屋, 銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗					
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)					
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの					
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設					
保健所, 税務署, その他これらに類する公益上必要な建築物					
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				政令で定める数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供するすべての建築物 (表-16 参照)	
地震時に通行を確保すべき道路に接する通行障害建築物 ※前面道路の幅員の1/2に道路境界線までの距離を加えた高さを超える建築物(道路幅員が12m以下の場合には6mに道路境界線までの距離を加えた高さを超える建築物)		第2次緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物 (県計画で指定)		要 安 全 確 認 計 画 記 載 建 築 物	第1次緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物 (県計画で指定)
防災拠点建築物					都道府県耐震改修促進計画で指定する防災拠点建築物 (県計画で未指定)

表-16 政令で定める数量以上の危険物の数量一覧

法	政令 第7条 第2項	危険物の種類		数 量
第14条 第2号	第一号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
		消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）		
	第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性固体類	30トン	
第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類	20立方メートル		
第五号	マッチ	300マッチトン(※)		
第六号	可燃性ガス(第七号、第八号に掲げるものを除く。)	2万立方メートル		
第七号	圧縮ガス	20万立方メートル		
第八号	液化ガス	2,000トン		
第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。)	20トン		
第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	200トン		

(※) マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kg

4 公共建築物の耐震化の現状と目標

1. 公共建築物の耐震化の現状

前計画では、本市が所有する建築物のうち、下表の①から⑤に該当するものを対象建築物とし、防災上の重要度の高い建築物から計画的に耐震化を図ることにより、2020(令和2)年度末における耐震化率を100%にする目標を定めていますが、2020(令和2)年度末における耐震化率は99.2%となっており、目標の達成はできませんでした。

表-17 対象建築物

①	延床面積が200㎡を超えるもの
②	木造以外の建築物で2階建て以上のもの
③	鈴鹿市地域防災計画に指定された避難施設
④	災害応急対策の拠点となる施設(地区市民センターを含む)
⑤	市営住宅

(※) 県計画及び消防庁「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査等」を参考に対象を定めています。

表-18 対象建築物の耐震化の現状 (2020(令和2)度末現在)

(単位:棟)

防災上の重要度による対象建築物の分類		昭和56年5月31日以前建築		昭和56年6月1日以降建築 ②	計 ③	耐震化率 (①+②)/ ③×100
用途分類 (施設別)	重要度による分類 (棟別)	耐震性 なし	耐震性 あり ①			
A 社会福祉施設、鈴鹿市地域防災計画に指定された避難施設、災害応急対策の拠点となる施設	I 防災対策、救助活動等の拠点となる建築物	1	102	152	255	99.6%
	II I以外の建築物(付属建築物等)	0	5	7	12	100%
B 不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA以外の施設	I 主として避難施設として使用される建築物	0	17	23	40	100%
	II I以外の建築物(付属建築物等)	0	0	0	0	—
C A、B以外の施設	I 利用する人の生命・身体の安全を図る建築物	2	105	63	170	98.8%
	II I以外の建築物(付属建築物等)	1	3	29	33	97.0%
計		4	232	274	510	99.2%

2. 公共建築物の耐震化の目標

耐震化率 99.2%(2020(令和 2)年度末)

⇒ 100%(2025(令和 7)年度末)

今後も引き続き、耐震化のない対象建築物について、本市が策定した「鈴鹿市公共施設等総合管理計画」（2015(平成 27)年 12 月）における施設の管理方針と整合を図りながら、防災上の重要度に応じて計画的に耐震化を図ることにより、2025(令和 7)年度末における耐震化率 100%を達成することをめざします。

3. 公共建築物の耐震化の実施状況等の公表

対象建築物の耐震化の実施状況等については、「鈴鹿市が所有する公共建築物の耐震性能リスト」を本市のホームページにおいて公表し、耐震化の進捗状況に応じて更新していきます。

4. 公共建築物の非構造部材の耐震化対策

地震発生時において、建築物の柱、梁、床等の構造体に被害が発生しない場合であっても、外壁（外装材）や内装材、天井材（つり天井等）、窓ガラス、照明・空調等の設備機器、家具・什器等の非構造部材が落下したり、転倒する等の直接的な被害のほか、避難経路の通行を阻害する等の二次災害が発生するおそれもあります。

また、1981(昭和56)年6月1日以降の新耐震基準で建てられた建築物や耐震改修済みの建築物であっても、地震によって、非構造部材に被害が発生することがあることから、建築物の耐震性の有無に関わらず非構造部材の点検や耐震化対策が必要です。

建築基準法第12条第2項及び第4項では、市有建築物とその建築物の昇降機、建築設備について、損傷、腐食その他劣化の状況を定期的に点検することを義務付けており、この定期点検の結果、是正の必要がある場合には、補強等の耐震化対策を講じていきます。

Ⅲ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

1. 建築物所有者等と国・県・市との役割分担

住宅・建築物の耐震化を図るためには、自助・共助・公助の役割分担を踏まえ、所有者等が自らの問題として取り組むことが不可欠です。

まずは、耐震診断を受け、その結果、耐震性がない場合は、耐震改修・建替え・除却等自ら判断・意思決定をして取り組むことが重要です。

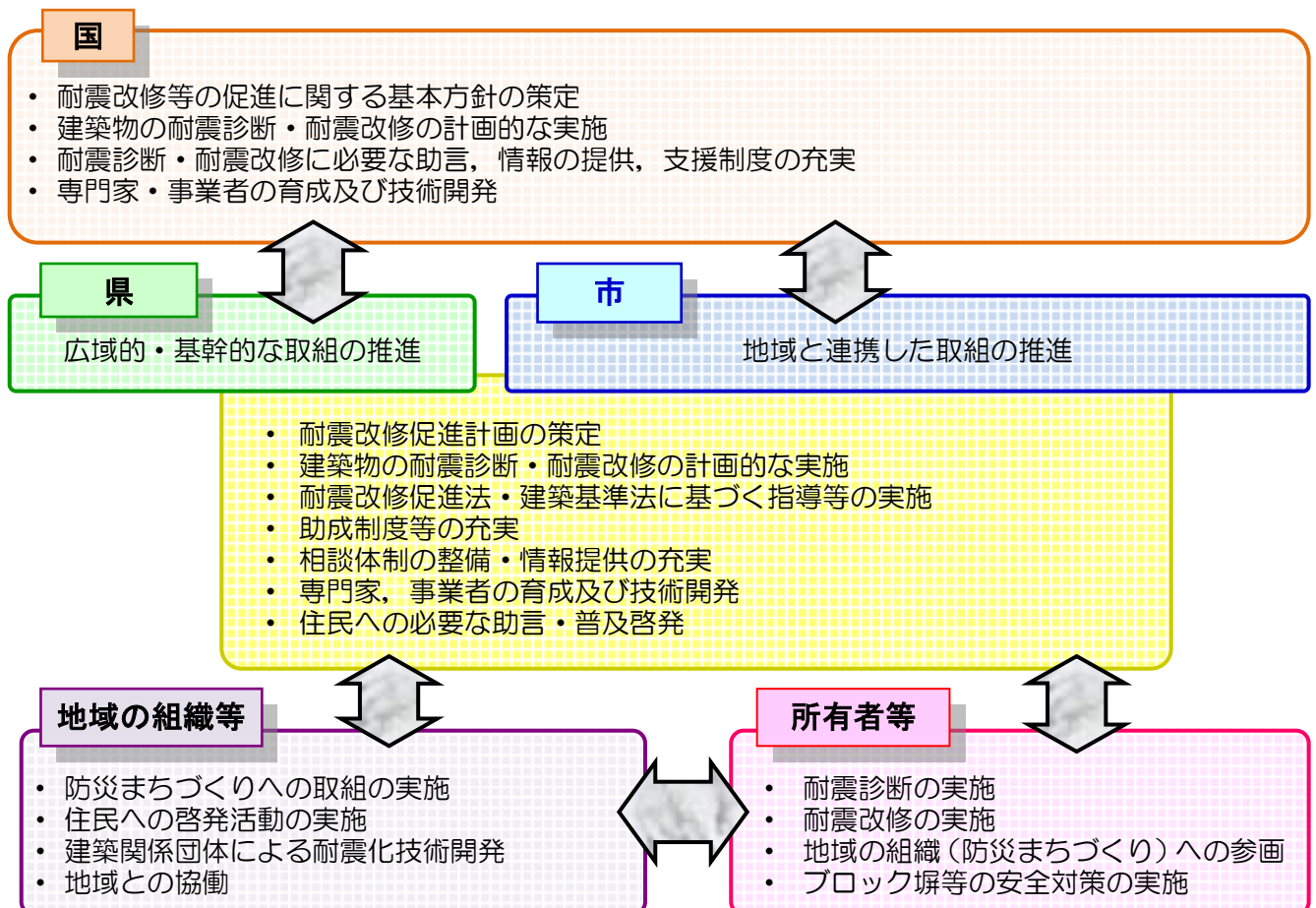
その際、必要な情報の提供と、自らが行動することへのきっかけづくり（無料耐震診断等）や支援（耐震補強補助事業等）を通して、行政がお手伝いをしていきます。

また、個人の行動だけでは、地震に対して安全なまちづくりの実現が難しいため、自治会等地域の中で話し合っていくことで、地域としての耐震化の取組に展開していくと考えます。

そこで、専門家やNPO・ボランティア等の専門的な知識を有した地域に密着した人たちと共に取り組んでいくことにより、一層安全なまちづくりが実現されていきます。

以上のような考え方に基づいて、国・県・市・市民等それぞれが役割を担って、耐震化に取り組んでいくことを基本方針とします。

図－１１ 安全なまちづくりへの役割



2 耐震診断・耐震改修の促進のための支援策

1. 耐震診断・耐震改修等の支援制度

本市では、住宅・建築物の耐震診断や耐震補強等にかかる補助事業等により耐震化への支援を行っており、今後も、これらの支援を継続するとともに、国の動向等を踏まえ、「社会資本整備総合交付金」等の国の補助事業を活用して、必要に応じ支援制度を拡充し、政策的に住宅・建築物の耐震化を図ります。

表－19 耐震診断・耐震改修等の支援制度

事業名	概要	主な補助要件等	
木造住宅耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅について、耐震診断士を派遣し調査を行い、診断結果と工事概算費用等の情報を提供するもの	対象	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 (丸太組み工法・プレハブ工法は除く)
		費用	無料
木造住宅耐震補強計画事業	木造住宅耐震診断事業等による耐震診断の結果、総合評点0.7未満「倒壊する可能性が高い」と診断された木造住宅の耐震補強計画に要する費用の一部を助成するもの	対象	耐震補強計画者(三重県木造住宅耐震診断講習等の受講修了者で、建築士事務所登録をした建築士事務所に所属する建築士)が、三重県木造住宅耐震診断マニュアル等に基づき診断時の総合評点を1.0以上に向上させたもので、複数の耐震補強計画者による判定を受けた耐震補強計画
		助成額	全額補助(上限 一般診断法 18万円、精密診断法 34万円)
木造住宅耐震補強工事等事業	木造住宅耐震診断事業等による耐震診断の結果、総合評点0.7未満「倒壊する可能性が高い」と診断された木造住宅の耐震補強工事又は除却工事に要する費用の一部を助成するもの	対象	(1)耐震補強工事 木造住宅耐震補強計画事業等による耐震補強計画に基づき診断時の総合評点を1.0以上に向上させたもので、三重県木造住宅耐震診断講習等の受講修了者が、耐震補強計画に基づき工事が完成したことを確認したもの (2)除却工事 総合評点0.7未満と診断されたものを取り壊すもの
		助成額	(1)耐震補強工事(次の①、②のいずれかを助成) ①平成29年度以前に作成した耐震補強計画に基づくもの 全額補助(上限100万円)に費用の11.5%(上限41.1万円)を加算 ※申請期間の要件に該当するものに限る。 ②平成30年度以降に作成した耐震補強計画に基づくもの 全額補助(上限100万円)に費用の40%(上限50万円)を加算 ※申請期間の要件に該当するものに限る。 ※耐震補強工事と同時に施工する所定のリフォーム工事は費用の1/3(上限20万円)を加算 (2)除却工事 費用の2/3(上限10万円) (申請期間の要件に該当するものは上限20万円) ※【申請期間の要件】 4月1日から翌年1月31日までに交付申請を行い、2月15日までに事業完了報告をしたもの

事業名	概要	主な補助要件等	
民間建築物耐震診断事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された民間建築物の耐震診断(耐震補強計画を含む)に要する費用の一部を助成するもの	対象	次のいずれかに該当するもの ①居住の用に供する建築物で、木造住宅耐震診断事業に該当しないもの ②多数の人が利用する建築物等耐震化を図ることによって公共の防災に資する建築物 ※ 建築士事務所登録をした建築士事務所に所属する建築士が診断し、学識経験者を含む耐震判定会の判定を受けたものに限る。
		助成額	費用の 2/3(上限 40 万円)
災害時要援護者宅家具固定事業	災害時要援護者宅へ家具転倒防止施工者を派遣し、家具の固定を行う。	対象	次のいずれかに該当するもの ①65 歳以上の高齢者のみの世帯に属している者 ②身体障害者手帳(1～3 級)の交付を受けている者 ③療育手帳Aの交付を受けている者 ④精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 ⑤要介護認定 3 以上の者 ⑥その他、市長が特に必要と認めるもの
		費用	無料
木造住宅耐震シェルター設置事業	木造住宅耐震診断事業による耐震診断の結果、総合評点 0.7 未満「倒壊する可能性が高い」と診断された木造住宅の耐震シェルター設置に要する経費の一部を助成するもの	対象	市内に現に居住する者で、次のすべてを満たす木造住宅に居住している者。なお、集合住宅は対象外。 ①耐震診断による総合評点が 0.7 未満と診断された住宅 ②過去に木造住宅耐震シェルター設置事業補助金、木造住宅耐震補強計画事業補助金及び木造住宅耐震補強工事等事業補助金の交付を受けていない住宅 ③階数が 3 階以下で、耐震シェルターを1階に設置する住宅 ④耐震シェルターの設置に関し、所有者の同意が得られている住宅 ※耐震シェルターは所定のものに限る。
		助成額	費用の 1/2(上限 30 万円)
ブロック塀等除却工事業	ブロック塀等の所有者に、ブロック塀等の除却に要する費用の一部を助成するもの	対象	次の全てに該当するもの ①公道に面するもの ②道路面からの高さが 1mを超えるもの ※ 擁壁上に積まれているものは、擁壁も含めた道路面からの高さが 1mを超えるもので、この場合、ブロック塀等のみを対象
		助成額	道路からの見付面積 1 m ² 当たり 4500 円を除却費として、その 1/2(上限 10 万円)

事業名	概要	主な補助要件等	
避難路沿道建築物耐震対策支援事業	耐震診断義務化対象路線の沿道の通行障害既存耐震不適格建築物で、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物に対する補強設計及び耐震改修に要する費用の一部を助成するもの	対象	避難路(三重県建築物耐震改修促進計画に記載された第一次緊急輸送道路)沿いに建っている以下の要件を満たす建築物 ・昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物 ・倒壊時に避難路の半分を閉塞するおそれのある建築物 (1)補強設計 ①耐震補強設計による補強計画作成に要する費用 ②第三者機関による耐震判定に係る費用 (2)耐震改修 ①耐震改修工事又は除却を含む建替えに要する費用
		助成額	(1)補強設計 国 1/2, 県 1/6, 市町 1/6, 事業者 1/6 補助対象費用の 5/6 以内(延べ面積に応じた上限あり) ※第三者機関による耐震判定費用等は別途加算(上限 157万円)あり (2)耐震改修 国 6/25, 県 1/10, 市町 1/10, 事業者 14/25 補助対象費用の 11/25 以内(延べ面積に応じた上限あり)

2. 耐震改修促進税制の普及

2006(平成18)年度の税制改正において、所定の要件に適合した耐震改修を実施した場合、所得税額の特別控除や固定資産税の減額措置が受けられるようになりました。

本市では、木造住宅耐震補強工事等事業により総合評点1.0以上「一応倒壊しない」に耐震性を向上させたものについて、所得税額の特別控除や固定資産税の減額措置に必要な証明書を発行しており、耐震診断・耐震改修の支援制度とともに、これらの制度の情報を積極的にPRし、耐震化を図ります。

3. 地震保険の割引制度

耐震診断や耐震改修により、1981(昭和56)年6月1日に施行された改正建築基準法における耐震基準を満たしていることが確認された場合、地震保険の「耐震診断割引」が適用されます。

本市では、木造住宅耐震診断事業による耐震診断の結果、総合評点1.0以上「一応倒壊しない」と診断されたもの、又は木造住宅耐震補強工事等事業により総合評点1.0以上「一応倒壊しない」に耐震性を向上させたものについて、「耐震診断割引」に必要な証明書を発行しており、耐震診断・耐震改修の支援制度や耐震改修促進税制とともに、地震保険の割引制度の情報を積極的にPRし、耐震化を図ります。

3 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

1. 専門家の育成及び専門家の登録・紹介体制の整備

三重県では、事業者等を対象に、「住まい改修アドバイザー研修」等を開催して、耐震化等の住宅相談に対応できる専門家を育成しており、研修会等に参加した専門家を登録した名簿「みえの住まいの人財バンク」を県ホームページで公開しています。

また、三重県のほか、市町がオブザーバーとなり、県内建築関係 6 団体（（一社）三重県建築士事務所協会、（社）三重県建築士会、三重県建設労働組合、（社）日本建築家協会東海支部三重地域会、（社）日本構造技術者協会中部支部三重部会、（社）三重県建設業協会）により、2002（平成 14）年に設立された「特定非営利活動法人 三重県木造住宅耐震促進協議会」では、耐震診断・耐震改修を行う専門家を育成するため、「三重県木造住宅耐震診断マニュアル」「耐震診断員更新講習会」「木造住宅の耐震診断と補強方法」「木造住宅の安価な耐震改修工法」などについての講習会を開催しています。

さらに、三重県は、耐震診断を実施する有資格者等の育成を図るため、「（一社）日本建築防災協会」等と連携した講習会を開催しています。

本市では、事業者等に対して、これら講習会等の周知を図り、耐震化等の住宅相談に対応できる専門家や耐震診断・耐震改修を行う専門家の育成・技術の向上を図るとともに、相談窓口等において、これらの専門家の名簿の閲覧、紹介等ができる体制を整備していきます。

さらに、これらの専門家と、耐震診断・耐震改修の促進のための支援策や普及啓発の方策、耐震改修・リフォーム等による悪徳商法を防ぐための対策等について情報共有し、市民が安心して耐震改修を行うことができる環境を整備していきます。

2. 耐震補強工法等の普及

2005（平成 17）年に産（建築士等の団体、特定非営利活動法人）、学（三重大学等）、官（県と市町）で「三重県木造住宅耐震化推進会議」を設置して、新たな耐震補強工法の検討や効率的な県内の広報活動等の検討を行ってきました。

本市も、三重県木造住宅耐震化推進会議の一員として、引き続き、精密診断法の低コスト化、耐震補強工事における簡易で低コストな工法や工期短縮が可能な工法等の開発等について研究を進めていくとともに、三重県や建築関係団体と連携し、こうした工法の普及啓発を図ることで、市民が安心して工事を行いやすい環境を整備していきます。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業

1. ブロック塀等の安全対策

2018(平成 30)年の大阪府北部地震においてブロック塀等の被害が発生した事案のように、地震発生に伴いブロック塀等が倒壊することにより、その下敷きになり死傷者が出たり、道路を閉塞することにより、避難、救急・消防活動に支障をきたす場合があります。

これらの被害を防ぎ、避難路等を確保するためブロック塀等の安全対策が必要です。

本市では、発生が危惧されている南海トラフ地震等の大規模地震によるブロック塀等の倒壊事故を未然に防止するため、所有者等によるブロック塀等の安全点検を実施するよう普及啓発を行うとともに、ブロック塀等の除却について助成を行っていきます。

2. 天井・窓ガラス・屋外広告板等の落下防止対策

耐震性がある住宅や建築物において、地震が発生して倒壊を免れたとしても、つり天井や窓ガラス、屋外広告板等の落下により、建物の利用者や周辺の通行人等に被害が発生する場合があります。

そのため、つり天井や窓ガラス、屋外広告板等の落下による危険性について、パンフレット等により市民に周知するとともに、所有者等に対して必要な対策を講じるよう普及啓発を行っていきます。

3. エレベーターの安全確保

建築基準法に基づき、2009(平成 21)年 9 月 28 日以降に新設するエレベーターには、大規模地震時に乗客の安全を確保するために、エレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。

それ以前は設置が義務付けられていないため、既設エレベーターへの安全装置の設置を促進するとともに、これらの安全装置が設置済みであることを示す安全マークを表示することで、より一層の安全性を確保するよう関係団体と協力し、制度の普及啓発を行っていきます。

4. 家具等の転倒防止

住宅や建築物の耐震性が十分であっても、住宅における家具やオフィス、病院等における器具・機材等の転倒により、負傷したり避難や救助活動の妨げになることが考えられます。

そのため、だれでも直ぐに取り組める地震対策の一つである家具等の転倒防止や固定の方法について、パンフレットの配布、地域の防災研修会、防災訓練等により市民への普及啓発を行っていきます。

また、本市の災害時要援護者宅家具固定事業では、地域の民生委員の協力のもと、災害時要援護者宅へ家具転倒防止施工者を派遣し、家具の固定を行っていきます。

5. 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減策

地震に伴うがけ崩れ等の危険性の高い区域にある建築物の被害を軽減するため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の活用について検討します。

「がけ地近接等危険住宅移転事業」の対象建築物は、地震に伴うがけ崩れ等の危険性の高い区域として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」において、その区域が指定される以前に建築された住宅や、三重県建築基準条例第6条に基づく区域において、1971(昭和46)年12月以前に建築された住宅が該当します。

6. 空き家対策

2018(平成30)年住宅・土地統計調査によると、本市において、管理不全の空き家を含む「その他の住宅」は、住宅総数の約5%(4,110戸)を占めています。

今後、世帯数が減少傾向で推移した場合、管理不全の空き家の占める割合は高くなるものと考えられます。

空き家の倒壊による道路の閉塞は、避難、救急・消防活動に支障をきたすなど人的被害を拡大させるおそれがあることから、現に居住する住宅と同様に、補強による耐震性の確保や除却等により、まちの安全性を確保します。

5 重点的に耐震化を図るべき区域

1. 重点的に耐震化を図るべき区域

大規模地震の発生時において、大きな被害が予想される次の区域について、「重点的に耐震化を図るべき区域」と位置づけ、地域づくり協議会や自治会、自主防災組織等の地域団体と連携しながら、地域の防災研修会や防災訓練、耐震相談会、まちなみ診断、戸別訪問等を通じて、積極的に住宅・建築物の耐震化や地震防災対策に関する普及啓発・情報提供を行い、優先的・重点的に耐震化を図ることで、まちの安全性を確保します。

さらに、老朽化木造住宅が密集する区域では、外壁等の不燃化を考慮した耐震改修の普及啓発についても積極的に行っていきます。

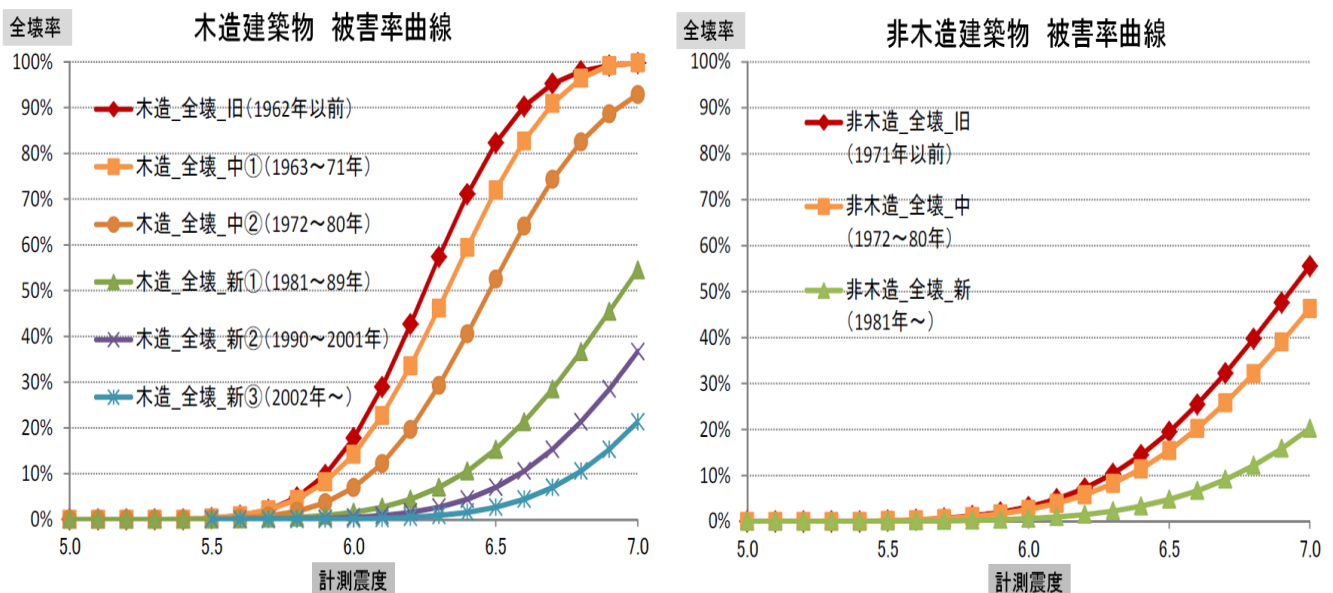
(1) 老朽木造住宅が密集する区域

老朽木造住宅が密集している、いわゆる「密集市街地」では、狭い道路や規模の小さい宅地が多く、建物の倒壊や倒壊した建物からの出火・延焼の拡大等の被害が発生する危険性が高く、さらに倒壊した家屋が道路を塞ぎ、避難、救急・消防活動が困難になるおそれがあることから、重点的に耐震化を図ります。

(2) 建物倒壊危険度マップによる建物倒壊危険度の高い区域

過去の地震による建物被害の分析データによると、地震による揺れ（震度）と建物の全壊被害の間には、建物の構造別・建築年別に、図－12のような関係があり、市内の建築物の構造別・建築年別の分布と、想定される震度の分布に基づいて、建物全壊棟数の割合を予想した建物倒壊危険度マップを作成し、このマップによる建物倒壊危険度の高い区域において、重点的に耐震化を図ります。

図－12 揺れ(震度)の大きさと建物の全壊被害との関係



出典:「南海トラフの巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要(平成24年8月内閣府(防災担当))」

(3) 災害時の拠点施設周辺の区域

基幹収容避難所や災害時給水拠点、物資拠点等の災害時の拠点施設周辺の区域及びその拠点施設につながる重要な道路（緊急輸送道路、災害ネットワーク道路）沿道の区域では、建物の倒壊により道路が閉塞することによって、災害時における多数の人の円滑な避難、救急・消防活動、緊急物資の輸送が困難になるおそれがあることから、重点的に耐震化を図ります。

(4) 軟弱地盤の区域

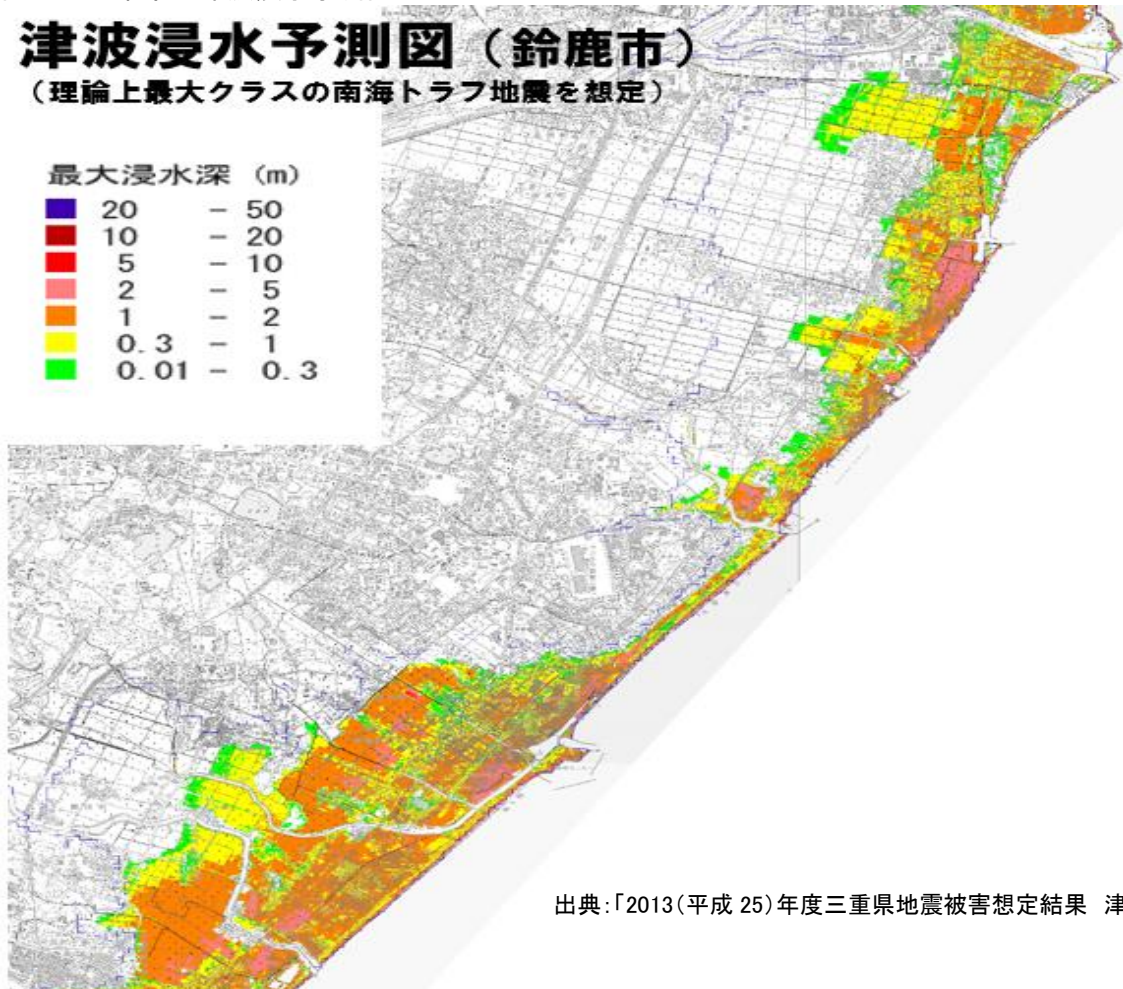
軟弱地盤の区域では、地震による揺れが比較的大きくなり、さらに液状化現象が起きる可能性が高いため、建物の倒壊や道路の陥没、水道・下水道管等の被害が大きくなると予測され、早期の復旧に支障をきたすおそれがあることから、重点的に耐震化を図ります。

(5) 津波浸水予測区域

2013(平成 25)年度三重県地震被害想定結果では、南海トラフ地震が発生した場合、本市への津波到達時間は約 60 分と想定されていますが、地震発生時の激しい揺れによって建物が倒壊し、下敷きになったり、道路が閉塞することにより、津波からの避難が困難になるおそれがあります。

また、津波の浸水深が 30cm になると避難行動がとれなくなると言われており、津波到達前に円滑な避難を可能にするためにも、津波浸水予測区域において、重点的に建物の耐震化を図ります。

図-13 本市の津波浸水予測図



出典:「2013(平成 25)年度三重県地震被害想定結果 津波浸水予測図」

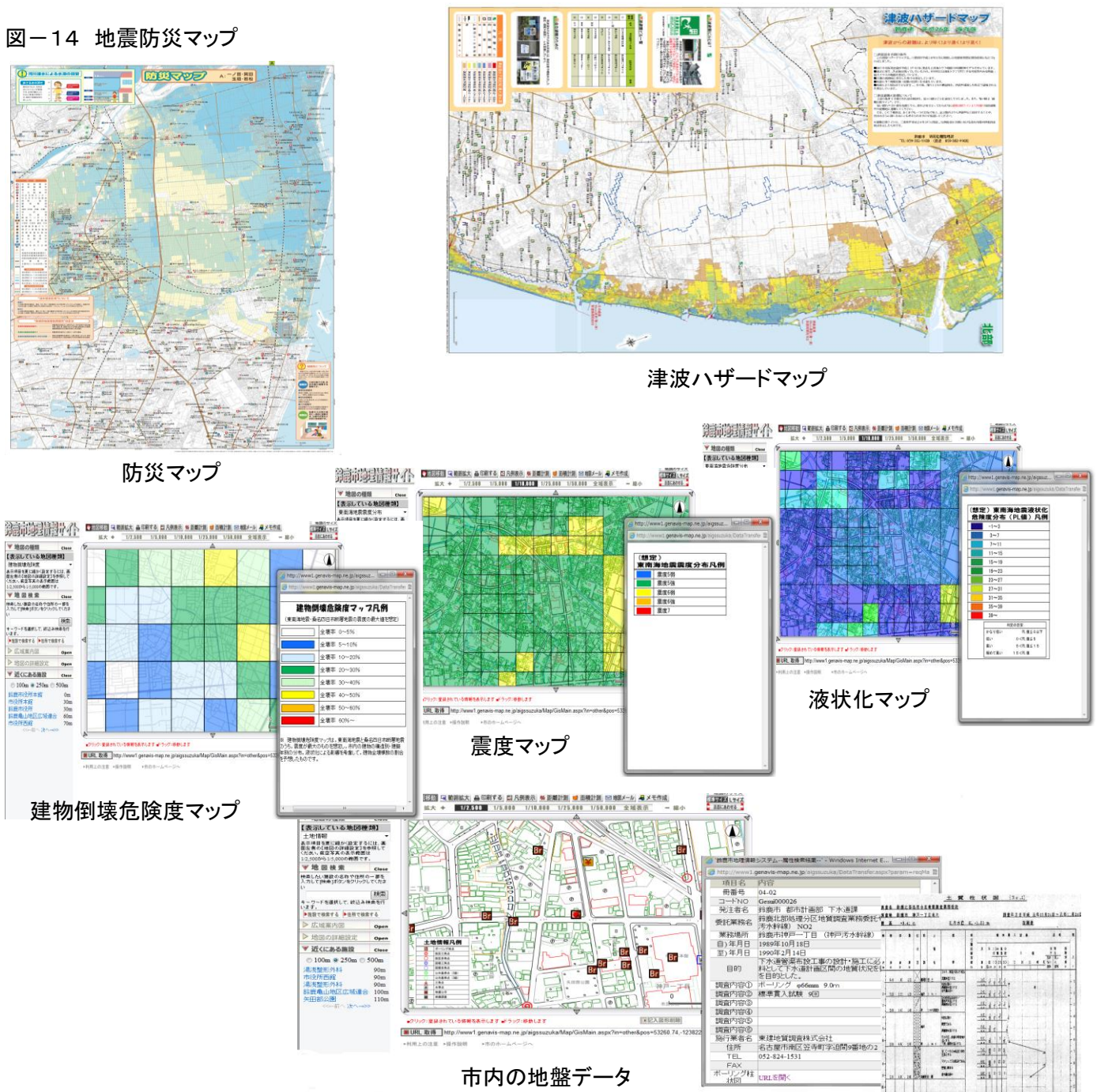
IV 耐震化を図るための普及啓発方策

1 地震防災マップ等の公表

本市では、市民が地図上で居住地域の危険性を認識し、自らの問題・地域の問題として地震防災対策に取り組めるように、また、市民に新築や建替えを促すための情報提供資料として、震度マップや液状化マップ、津波ハザードマップ、建物倒壊危険度マップ、防災マップ等の地震防災マップや地質調査による市内の地盤データを本市のホームページにて公開しています。

今後も、その内容の充実を図るとともに、必要に応じて、地震防災マップの印刷物を配布することで、広く耐震化等についての普及啓発を行っていきます。

図-14 地震防災マップ



2 相談体制の整備及び情報提供の充実

1. 相談体制の整備・充実

本市では、（一社）三重県建築士事務所協会鈴鹿支部の協力により、住宅・建築物の耐震化をはじめ、建築全般について「住まいの相談窓口」を設置し、相談に応じています。

また、鈴鹿建設労働組合の協力による無料住宅なんでも相談会や、特定非営利活動法人 三重県木造住宅耐震促進協議会、（一社）三重県建築士事務所協会鈴鹿支部の協力により、木造住宅耐震診断事業による耐震診断を受け、総合評点 0.7 未満「倒壊する可能性が高い」と診断された木造住宅の所有者に対して、定期的に耐震相談会を開催していきます。

今後も、関係団体と連携して、相談体制を充実していきます。

さらに、耐震改修等に関する契約や金銭上のトラブルについての相談は、鈴鹿亀山消費生活センターと連携をとって対応していきます。

2. 広報紙等を活用した情報提供

本市のホームページ「安全・安心ガイド」において、耐震診断・耐震改修等に必要な情報や建築物の安全対策、大規模地震への備え等について情報提供を行っています。

特に、1981(昭和 56)年 5 月 31 日以前に建てられた木造住宅の居住者には、耐震診断・耐震改修等における支援制度について詳しく紹介しています。

また、「広報すずか」への掲載や自治会回覧、ポスティングやダイレクトメールによるチラシの配布、1981(昭和 56)年 5 月 31 日以前に建てられた住宅の所有者に対する戸別訪問等により、耐震診断・耐震改修に関する情報提供を随時行っています。

さらに、市役所本館 1 階の防災ギャラリーにおいても情報提供を行っています。

今後も、その内容の充実を図るとともに、様々な媒体を活用し、広く情報提供を行っていきます。

3. パンフレット等の活用

本市では、耐震診断・耐震改修や家具の固定等、住まいの防災対策に必要な情報を提供するため、パンフレットやハザードマップの内容の充実を図り、全戸配布や大規模集客施設、コンビニエンスストア等への配布等により、普及啓発を行っていきます。

4. リフォームにあわせた耐震改修の誘導、情報提供

耐震改修では、壁や床、天井等の内装や外壁を撤去して補強するため、多くの費用がかかります。一方、リフォームや増改築にあわせて耐震改修を行うことは、単独で耐震改修を行う場合に比べて効率的で、費用や手間を軽減できます。

また、バリアフリー工事とあわせてリフォームや耐震改修を行うことも有効です。

そのため、住宅のリフォーム等を考えている人に対して情報提供を行うとともに、相談体制の充実等を図り、リフォーム等にあわせて耐震改修が行われるよう誘導していきます。

5. 研修会等の開催

本市では、市民や企業の地震防災意識を高めるために、学校や企業・病院・事務所等の事業所を対象とした防災研修会や防災訓練を開催しています。

また、市の防災講演会や総合防災訓練、大規模集客施設を会場とした市民イベント等において、耐震化を図るための普及啓発を行っています。

今後も、これらの機会を通じて広く情報提供を行っていきます。

6. 地域への情報提供

住宅や建築物の耐震化を図るためには、所有者等が自ら積極的に取り組むことが必要ですが、地域の防災力向上の観点から地域全体での取組も非常に重要になってきます。

本市では、地域づくり協議会や自治会、自主防災組織等の地域団体による防災研修会や防災訓練を通じて、地域が主体となって、住宅・建築物の耐震化や地震防災対策に取り組めるよう普及啓発を行っています。

また、本市は、緊急避難所指定集会所耐震診断事業や緊急避難所指定集会所耐震補強工事等事業により、地域住民の防災活動拠点となる緊急避難所に指定された自治会集会所のうち、1981(昭和56)年5月31日以前に建てられたものについて、耐震診断や耐震補強工事、建替え等による除却工事の補助事業を行うことで耐震化を図っています。

この事業は、耐震診断から耐震補強工事、建替えに至るまでを市と自治会が協働で行っており、補強工事現場を公開し、補強後の報告会を兼ねた研修会を開催するほか、外から筋交い等補強した部分を見ることができるスケルトン構造を採用する等、集会所を地域の耐震化モデルの拠点として整備することにより、正しい補強方法等耐震化を図るための普及啓発を行っています。

今後も、地域が主体となって住宅・建築物の耐震化や地震防災対策に取り組めるよう普及啓発を行っていきます。

表-20 緊急避難所指定集会所耐震診断事業の実績（2020(令和2)年度末現在）

(単位:棟)

事業名		平成15年度～令和2年度(実績)
緊急避難所指定集会所耐震診断事業	耐震診断	97
緊急避難所指定集会所耐震補強工事等事業	耐震補強工事	54
	除却工事	15
	計	69

図-15 耐震補強工事の状況

基礎の補強(無筋コンクリート基礎を鉄筋コンクリート基礎へ)



土台の補強(腐食土台の取替え)



図-16 補強方法の啓発のためのスケルトン構造の例



V 耐震診断・耐震改修の指導等

1 耐震改修促進法・建築基準法に基づく指導等の実施

1. 重点的に耐震化を図るべき建築物の指導強化

防災拠点の確保や、地震時に通行を確保すべき道路の通行確保、地震被害の軽減を図るため、原則として次の建築物について、重点的に指導等を行っていきます。

- ① 社会福祉施設，地域防災計画に指定された避難施設・医療施設に指定された施設，災害応急対策の拠点となる施設
- ② 不特定多数の人が避難施設として使用する可能性がある，上記①以外の施設
- ③ 地震時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物

2. 要安全確認計画記載建築物の耐震化の指導等の実施

耐震改修促進法第7条に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（要安全確認計画記載建築物）の耐震診断の結果を同法第9条に基づき公表します。

その結果，耐震性のない建築物は市内に3棟あり，同法第11条に基づき耐震改修を行う努力義務があります。

このことから，これらの建築物の所有者等に対し，耐震改修の必要性を説明し，その実施を促すため，同法第12条に基づく耐震改修に係る必要な指導，助言，指示等を行います。

3. 耐震改修促進法による指導等の実施

耐震改修促進法第14条に基づき耐震診断の努力義務が付された特定既存耐震不適格建築物（耐震診断義務付け対象建築物を除く。）について，必要に応じて指導，助言，指示を行います。

4. 建築基準法による指導等の実施

耐震改修促進法に基づく指示（同法第12条第2項又は第15条第2項）及び公表を行ったにもかかわらず，建築物の所有者が耐震改修を行わない建築物のうち，建築基準法第9条の4に該当する建築物については，原則，その建築物の所有者等に対し，同条の規定に基づく必要な指導及び助言を行い，さらに同法第10条に該当する建築物については，同条に基づく勧告又は命令を行うことを検討します。

VI 耐震化の促進に向けて

本計画では、住宅、民間特定建築物、公共建築物について、2025(令和7)年度末における耐震化の目標達成をめざして、耐震化を図るための取組を行っていきます。

本計画を確実に実施し、住宅・建築物の耐震化を図るためには、定期的に耐震化の進捗状況を確認、検証することが大切です。

このため、住宅及び建築物について、各年度における耐震診断や耐震改修、除却、建替え、新築の状況を定期的に調査し、進捗状況を確認、検証します。

併せて、耐震化を図るための施策、普及啓発の方策などの内容についても、必要に応じて適切に見直しを行い、目標の実現に向けて耐震化を図っていきます。